

令和元年第3回立科町議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和元年9月9日(月曜)

1. 招集の場所 立科町議会議場

1. 開会 午前10時 宣告

1. 応招議員

1番 今井 健児	2番 芝間 教男	3番 中島 健男
4番 中村 茂弘	5番 今井 英昭	6番 森澤 文王
7番 今井 清	8番 村田 桂子	9番 田中 三江
10番 滝沢寿美雄	11番 榎本 真弓	12番 森本 信明

1. 不応招議員 なし

1. 出席議員 12名

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長 両角正芳 副町長 小平春幸

町民課長 市川清美

企画課長 竹重和明 教育次長 市川正彦

建設課長 荻原義行 農林課長 片桐栄一

観光商工課長 今井一行 会計管理者 羽場厚子

庶務係長 羽場雅敏

代表監査委員 関 淳

1. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 齊藤明美 書記 伊藤百合子

散会 午後3時14分

議長（森本信明君） おはようございます。これから本日、9月9日の会議を開きます。

報告します。遠山総務課長から、所用のため、欠席届が出ております。

本日の会議において、蓼科ケーブルビジョンの議場固定カメラからの取材撮影及び生中継、広報たてしなの取材撮影と信濃毎日新聞社の取材をそれぞれ許可してあります。

ここで、両角町長から発言を求められておりますので、これを許可します。両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） おはようございます。

私、両角正芳は、本会議の初日の9月4日、町長招集あいさつの中で、「いよいよ10月1日から消費税10%への引き上げが行われます」と申し上げるべきところを、「10月10日から」と言ってしまいました。大変申し訳なく思っております。10月1日からの消費税の10%への引き上げでございます。

訂正してお詫びを申し上げます。大変申しわけございませんでした。

議長（森本信明君） 続いて、荻原建設課長より発言を求められておりますので許可します。

荻原建設課長。

建設課長（荻原義行君） お時間をいただきまして恐れ入ります。議案第43号 立科町子育て支援住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について、9月6日に今井英昭議員からご質問のあった件について、答弁の一部を訂正させていただきます。

入居者の資格、第5条に関し、「入居時の資格であり、その後の状態の変化等については問わない」と申し上げましたが、この点について訂正し、改めてご説明させていただきます。

第5条第1項には、第1号から第6号までございます。

まず、第1号「現に同居し、または同居しようとする親族に20歳以下の子供がいる世帯であること」については、第27条、明け渡しの規定により、子育て支援住宅の趣旨に鑑み、「子供が成人に達したときまたは子育ての必要がなくなった場合は、期限内に明け渡すこと」となっております。

第2号「税及び町徴収金等を滞納していない者であること」及び第6号「入居申し込み者または現に同居し、もしくは同居しようとする親族が暴力団員でないこと」に関しては、第29条により、住宅の明け渡し請求をできる規定がございます。第29条第1項第2号「家賃及び町徴収金のいずれかを3カ月以上滞納したとき」については、家賃については3カ月以上の滞納を発生させないよう努めております。その他、町徴収金の滞納については対応いたしておりません。

同第5号「入居者または同居者が暴力団員であることが判明したとき」については、実例はありませんが明け渡しを請求する所存です。

続いて、第5条第3号「子育て生活環境に困窮していること」については、当該住宅に入居することによって解消されるものと考えます。

第4号「子育て支援住宅に住所を有することができること」は、継続することが当然として取り扱っております。

第5号「月額10万5,000円以上の収入があること」については、収入基準の明確な根拠は不明ですが、他の町営住宅等との収入基準の差別化を図るためではないかと推測されます。ただし、その基準の継続を求めるものではなく、その後変動があったとしても、明け渡しその他何らかの措置をするものではございません。

以上、訂正し、お詫び申し上げます。申しわけございませんでした。

今回、提出しております条例の一部改正の趣旨につきましては、当初ご説明したとおりでございますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（森本信明君） 本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 一般質問

議長（森本信明君） 日程第1 一般質問を行います。

本定例会には、9人の議員から一般質問の通告がなされています。

本日は順番5番まで行います。

質問は通告順に一問一答方式で行いますが、議員各位並びに町当局は、簡潔な質問、答弁に留意され、実施的な審議を尽くされますようお願いいたします。

なお、質問時間は、答弁を含めて60分以内です。

それでは、順番に発言を許可します。

初めに、**3番、中島健男君**の発言を許します。

件名は **1. 『小中統合一貫教育』を検討しては**
2. 『福祉避難所』の設置についてです。

質問席から願います。

〈3番 中島 健男君 登壇〉

3番（中島健男君） おはようございます。3番、中島です。通告に従って質問していきたいと思えます。

通告1の質問です。

来年度2020年より、新学習指導要領が準備期間を経て実施の段階となります。その対応の一つとして、私が選挙公約に掲げた小中統合一貫教育の検討をお願いできないかということです。

新学習指導要領では、学科が増えることで授業時間も増えます。一貫教育にして学校行事等の効率化をし、授業時間の増加の対応ができると思うのです。

まず、町長にお尋ねしますが、2020年度から、英語については3年生と4年生が外国語の活動という授業が始まり、5年生と6年生には必修科目となります。また、プログラミングという教科については、これも新しい課程なんですけども、どのようなものでどのように教えていくか等、新指導要領の対応の準備は万全でしょうか。

議長（森本信明君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。両角町長、登壇願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） お答えをいたします。

来年度より始まる新学習指導要領では、言語能力の確実な育成、理数教育の充実、伝統や文化に関する教育の充実、道徳教育の充実、体験活動の充実、外国語教育の充実が、教育内容の主な改善点とされています。

この中でも、特に、議員ご指摘の外国語教育については、授業時間数も増えるなど、教員の働き方改革も進められる中で、学校現場ではその対応に大変苦慮していると聞いております。

詳細につきましては、担当の教育次長より答弁させますので、よろしく願います。

議長（森本信明君） 市川教育次長。

教育次長（市川正彦君） お答えします。

小学校では、音楽、家庭科につきましては専科の配置もございますが、基本教科担任制であります。来年度より、外国語の授業が2年間の移行期間を経て完全実施となり、授業時間数も増えますが、英語の専科の教師はおりません。

小学校における英語専科の教員は、今現在、全国では約2,000人、長野県内で約40人、佐久管内で3人となっております。その配置については、都市部の大規模校が優先的に配置をされるというような実態でございます。

小学校においては、担任が指導要領に基づいて英語を教えることになるわけですが、なれない英語の授業であり、授業時間数の増加も相まって担任の負担はかなり増えているものと思われまます。

当町では、小学校にALTを派遣して英語授業のサポート体制を整えているところでございますが、来年度の英語授業時間数の増加もあり、派遣日数を増やしていく予定でございます。また、授業時間の確保に向けて、今、小学校でその対策を検討されているところでございます。

また、プログラミング教育についてでございますが、これは教科ということではなく、児童にコンピュータに意図した処理を行うよう指示することができるということを経験させながら、次の3つの資質、能力を育成することとしております。1つ目は

知識及び技能で、身近な生活でコンピュータが活用されていることや、問題の解決には必要な手順があることに気づくこと。2つ目はプログラミング的思考で、自分が意図する一連の活動を実現するために、どのような動きの組み合わせが必要であり、どのように改善していけばより意図した活動に近づくのかといったようなことを論理的に考えていく力。3つ目は学びに向かう力、人間性等で、コンピュータの働きをよりよい人生や社会づくりに生かそうとする態度。この3つの資質、能力を育成するために、各教科の中でプログラミング教育を実践することとされております。

小学校では、教科ごとのプログラミングソフトですとか、またタブレットの購入も済ませておまして、また教員の研修も重ねて、今後対応していくということでございます。

以上です。

議長（森本信明君） 中島健男君。

3番（中島健男君） プログラミングというのは結構、ですから、広い教科の中でこなしていくということになるわけですね。はい、わかりました。ですから、そのプログラミングという教科ができるわけではないと理解していいわけですね。

それで、その中で、今学校の教科の授業の時間が増えるというのが、町長並びに次長さんから出ましたけども、その中で、私が一貫教育を主張するという中には3つの理由があって、お願いしたいということなんですけど、1つとしては人口減少。それに伴う出生数、児童数の減少。2つ目は小学校の老朽化及び建てかえの検討。3つ目としては、小中一貫教育により新指導要領の対応を、9年間という長期的視野に立ったカリキュラムを編成していったらどうかという視点から、一つずつ質問をしていきたいと思っております。

まず、1つ目としては、人口減少と児童数についてですが、過去5年間の人口の推移と、一番新しい0歳児から5歳児までの児童数を教えてください。

議長（森本信明君） 市川町民課長。

町民課長（市川清美君） お答えします。

過去5年間の人口の推移ですが、いずれも1月1日現在ですが、平成27年7,727人、28年7,594人、29年7,538人、30年7,441人、31年7,314人です。

それから、最新の0歳から5歳までですが、0歳が30人、1歳が32人、2歳が48人、3歳が32人、4歳が55人、5歳が48人です。

以上です。

議長（森本信明君） 中島健男君。

3番（中島健男君） 今の回答ですけど、人口は徐々にですけど減っているということが明らかになってきたわけですけど。児童数に関しても、2歳児が48人、4歳児が55人ということですけど、県で目指している、町もやっていますけど、35人以下の少人数学級ということになってしまうわけです。

人口ビジョンという町の計画があるんですけども、その中の各諸施策を成功したとしても、人口減少は抑えられないというデータになっています。合計特殊出生率を上げるとか準移動率を縮小するという目標を達成したとしても、町独自の人口減少のスピードが社人研推計データより緩やかになるだけで、増えることはありません。全国的に出生率は下がっているわけですから、立科町だけが増えるということはないわけです。

次に、小学校の老朽化という話なんですけども、こちらのほうは、竣工年度、経過年度、学校の耐用年数についてお尋ねしたいと思います。

議長（森本信明君） 市川教育次長。

教育次長（市川正彦君） お答えします。

立科小学校は昭和49年度から建設が始まりまして、全て完成したのが昭和52年の3月でございます。校舎によって経過年数は違ってきますけれども、42年から44年経過をしているということでございます。耐用年数につきましては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令によりますと、立科小学校は構造が鉄筋コンクリート造ということでございますが、この鉄筋コンクリート造で用途が学校用のものにつきましては、耐用年数は47年ということになります。

以上です。

議長（森本信明君） 中島健男君。

3番（中島健男君） そうすると、竣工から42年から45年たっているということで、耐用年数は47年。もうすぐ耐用年数を迎えるということになるわけなんですけども、これからもし、新しい校舎を検討、構想の段階からなんですけども、新規校舎が竣工するまでには数年はかかると思うんですけども、当然その間に耐用年数は越えるわけです。

建てかえの必要性も迫る中で、同じような建物をつくっても意味がないと思うんですけども、学校の建てかえ等の検討状況についてはどうなっていますでしょうか。

議長（森本信明君） 市川教育次長。

教育次長（市川正彦君） 小学校の建てかえにつきましては、今のところまだ検討には入っておりません。現在策定中の個別施設計画である公共施設の長寿命化計画、これの結果等も踏まえながら今後検討していきたいと、そんなふうに考えております。

以上です。

議長（森本信明君） 中島健男君。

3番（中島健男君） 検討に入られていないということなんですけど、もし検討に入られるようでしたら、小中一環というようなことも検討して校舎をつくっていただければと思います。

次に、先ほどの新学習指導要領なんですけども、学年ごとで、特に4、5年生なんですけど、授業時間はどのくらい増えるのかということです。その増えた時間に対して、学校としては行事を減らすとか休みを減らす等のことをして授業時間を捻出して

いくんでしょうか。

議長（森本信明君） 市川教育次長。

教育次長（市川正彦君） お答えします。

新学習指導要領で授業時間が増えるのは、小学校3年生から6年生までの英語の授業となります。平成30年度からこれについては移行期間に入って、来年度から全面実施となるわけですが、3、4年生は外国語活動として年間35単位、1単位は45分でございます、5、6年生は教科化され、年間70単位となり、それぞれ今より35単位分が、年間の授業時間数として増えることとなります。

この事業時間数の確保策として考えられるのが、現在5時限のカリキュラムを組んでおります水曜日、これを6時限にする。それから、各種行事を見直して、練習時間なども少なくして、授業時間の確保をする。それから、春休みについてですが、現在、修了式を終えて卒業式というパターンをとっているわけですが、逆にしまして、先に卒業式を行って、修了式は卒業式の後に持ってくると。こんなふうなことで授業日数を確保すると、このようなことが今考えられております。

どういった方法で授業時間を確保するかは、今小学校のほうで鋭意検討しているということでございます。

以上です。

議長（森本信明君） 中島健男君。

3番（中島健男君） やはり、行事等、休み等をいろいろ変更しないと対応できないということなんですけど、そろそろ来年の学校の行事の予定もつくる段階でしようし、学校の先生の負荷も大変だと思うんですけども、その辺も考えて、これから何かもっといい方法を考えていければと思うんですけど。

英語に関しては、生の英語に接することが大切ということで、親善大使兼ALTのダラ・リカルドさんですか、が組織上中学に所属していますが、小学校でも活動をできるんでしょうか。小学校低学年から、生の英語に接することは大事だと思うんですけど、その辺はどうなっていますか。

議長（森本信明君） 市川教育次長。

教育次長（市川正彦君） お答えします。

今年度、今のダラ先生には、中学校、保育園で、専属のALTとして活動していただいております。また、小学校につきましては、先ほどの3、4年生からは、専門会社に外国人講師のALTを派遣いただき、英語の授業等で活動いただいておりますので、小学校でも生の英語に接しているとは考えております。

ダラ先生につきましては、親善大使というこういった側面もございます。学校とも協議をしながら、中学校に専属でいても、空いている時間に小学校に行って交流はできるといったそのようなことも検討しながら、小学校でも少し活動していただけるようなことも検討してまいりたいと思っております。

以上です。

議長（森本信明君） 中島健男君。

3番（中島健男君） 先ほどから、授業数が増えて学校の先生の働き方改革にも影響が出るというようなお答えが出ているんですけど、今回の新指導要領というのは、まさにまた詰め込み教育が復活したような感じになっているんですけど、国の方針ですから、文科省の指導ですから対応しないわけにはいかないんですけど、この詰め込み教育によって、私も経験があるんですけども、けがや病気等で学校を休んでわからなくなってしまう子が出てくると思います。

その中で、そういう子たちにも対応をしてあげられないかということをお願いしたいんですけども。町の義務教育を取り巻く環境は、2018年には道徳、2020年には英語とプログラミング教科の追加等、本当に小学校の教育をめぐっては大きく確実に、急速に変化していると思うんです。その変化に対応する改善をしなければ、立科町の子供はどうなるでしょうかと思うんですけど、取り残される可能性があるわけです。

状況の変化を、アンケートの実施や学年ごとの説明会等を開催して、保護者の皆さんにも十分に説明していただいて、改善の必要性を訴え、納得し、理解してもらえればよいかと思います。

現状、脱ゆとり教育のもと、詰め込み教育で子供への負担が増えています。その対応として、一貫教育で少人数教育と9年間という期間を利用し、さまざまな授業改善をしていく、私、素人考えなんですけども、小学校の卒業式と中学校の入学式が、例えば一貫教育になると不要になる。この2日間で、例えば4コマから8コマの授業が可能になるかと思うんです。そういう8コマから10コマの授業が年間、余裕が生まれれば、その分授業に振り当てられるんじゃないかということで、単純に素人が考えてもそのようなメリットがあると思うんで、教育のプロの先生方がもっとよく検討していただければ、さまざまなよい改善案が出ると思います。

これ、新聞記事で恐縮なんですけども、全国学生調査の中学3年を対象と、初めて実施された英語の成果により、文部省は、授業改善を進めている地域では平均正答率が高い傾向にあると言っております。また、この試験で、平均正答率が全国トップだったさいたま市は、グローバル人材の育成を目指し、小学校1年から中3まで一貫したカリキュラムを2016年度から設け、その取り組みが生徒に有効に伝わっているとのこと。中学での英語の授業数は、国の基準より年間17コマも多いという新聞記事の内容でした。

さいたま市のように、別に全国トップを目指す必要はないと思うんですけど、立科町の子供には、授業が理解するような指導をしていただきたいと思います。わからなければわかるまで教え、わからないからをそのままにしない。そのために授業時間を創設していく。生徒一人一人が確実に理解、習得し、それを確認しながら授業を進めていく。そんな学校にしていきたいと思います。

本来、学校は楽しい場所でなければならないと思います。授業が楽しければ知識欲が生まれ、もっと知りたくなる。また、さまざまな行事があり、部活も頑張り、友達もたくさんできる。そんな楽しい学校にしてほしいと思います。

それが、詰め込み教育で息苦しくなり、ほんのちょっとのつまずきで授業がわからなくなり、ついていけなくなる。そして、学校がつまらなくなり、いじめや不登校、引きこもり、最悪自殺と負の連鎖につながっていくと思います。立科町の明るい教育をお願いしたいと思います。

最後に、町長にお尋ねします。町長は、広報たてしなの就任の挨拶の中で、「例え人口が減り、コンパクトになったとしても、そこに住む人たちが誇りと愛着を持てる町づくりをする」と述べておられます。そこに、この小中一貫教育を、その発言の具体化の一つにされてはいかがでしょうか。生きる力を育む立科教育の推進を訴える町長に、子供たちのことを真剣に考えていただきたいと思います。まずは、一貫教育実施の検討委員会を設置し、検討を始めていただけませんか。

議長（森本信明君） 両角町長。

町長（両角正芳君） お答えをいたします。

議員がおっしゃったとおり、立科町は、生きる力を育む立科教育を一層推進させるために、さまざまな方向から施策の検討をするということで行っておりますが、より一層それらは大変重要なことだと認識しておりますので、推進をしてみたいと思います。

その中でも、小中学校における児童生徒数の減少や財源も踏まえて、老朽化する施設のあり方、先ほど話がありましたが、47年が一つの耐用年数だということでもありますけれども、47年がいいのか50年かというのは、話の議論かと思えますけれども、いずれにしても、近い将来、学校の建てかえという問題が当然出てくるわけでございます。

そんな中に、課題も大変多いわけでございます。それがやはり人口減少だけでなく、財源という問題もございまして。そういったものも視野に入れながら、小中一貫教育の方法論も含めて、総合的に考えていかなければならない課題であります。短時間でというわけにはまいりません。今、議員おっしゃったとおり、検討委員会と申しますか、私自身も立ち上げを計画している部分もございまして、そういった部分も含めてあらゆる面から、保護者の皆さんも交えながら、今後、十分な検討が必要だろうということで、慎重に取り組む必要性はございまして、前に進んでいかなきゃならないというふうには考えております。

議長（森本信明君） 中島健男君。

3番（中島健男君） 前向きなご返事でありありがとうございます。

指導要領というのは、何か10年に1回程度改訂されるらしいんですけども、次の10年を待って改善するというのでは遅いと思いますので、至急に検討会の実施をしてい

ただきたいと思います。

同時に、お願いしたいことがあるんですけども、これで、小学校がもしもの場合、建てかえという話になったとき、中学はまだ新しいです。中学は残したとして。そこに、今ある図書館を移動させて、図書館の拡充をお願いしたいと思います。

図書館というのは、その町の知識レベルを示すものだと思います。今の図書館は書庫のようなもの。このようなイメージを私は受けました。もっと蔵書を増やし、読書スペースや学習スペース、親子の読み聞かせをするようなスペースをつくり、広くしていただければと思います。よろしく願いいたします。

次の質問に移らせていただきたいと思います。

通告2の質問なんですけど、平成30年3月に計画されました、第7次障がい者福祉計画というのがあります。その中に、「障がい者が地域において安全・安心に生活できるよう、避難行動要支援者台帳を作成し、支援が必要な障がい者を掲載しているが、今後は福祉避難所の設置を検討し、整備に努めます」とうたっています。

平成30年というまだ新しい計画なんですけども、その後の福祉避難所の設置についての進捗状況を教えてください。

議長（森本信明君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） お答えをいたします。

当町では、国の災害対策基本法の規定に基づき、地域防災計画を作成していることとはご案内のとおりでございます。その中で、避難所の確保として福祉避難所の指定がございます。また、障がい者福祉計画では、障がい者が地域において安全に安心して生活することができるよう、避難行動要支援者に対する避難支援体制として、避難行動要支援者台帳の整備と、それから福祉避難所の設置の検討がございます。

現在、要支援者台帳は、年1回の防災訓練の地域の要支援者の支援方法や、地域での防災対策に活用しております。

進捗状況につきましては、詳しく担当課長のほうから申し上げます。

議長（森本信明君） 市川町民課長。

町民課長（市川清美君） お答えします。

福祉避難所の設置については、要配慮者が滞在する施設でありますので、円滑な利用等ができる施設として、ハートフルケアたてしなを指定する方向で現在進めているところでございます。

以上です。

議長（森本信明君） 中島健男君。

3番（中島健男君） ハートフルケアたてしなを避難所に充てるということなんですけども、その前に、要支援者の台帳、プライバシーに非常に深くかかわるところで、私がどう

こう言ってなるものじゃないんですけども、大きな枠の中で、何人登録者がいて、どのような障がいの人がいるのか。また、一人では移動できない人が何人いるのかというようなところは、教えていただくことはできるのでしょうか。

議長（森本信明君） 市川町民課長。

町民課長（市川清美君） お答えします。

本年8月に作成しました避難行動要支援者台帳では、65歳以上の一人暮らしの方が265人。原則としまして75歳以上の高齢者世帯の世帯数ですが168世帯。それから、障がい者の方が、要介護者の方が78人ということでございます。

障がいの状況につきましては、それぞれ視覚、聴覚などがございますが、その中で等級別になっております。町内で、障がい者手帳の交付を受けている方は370人です。

それから、一人で移動できない方につきましては、約30人ということでございます。以上です。

議長（森本信明君） 中島健男君。

3番（中島健男君） 障がい者と一口でくくってしまっても失礼なんですけども、結局その障がいの状況の方がいろいろいるわけなんですけども、実際に災害が発生した場合、その人たちにどういう方法で、例えば水害なのか、土砂災害なのか、火事なのか。どのような方法でそれを伝えるのかという方法は明確になっています。

議長（森本信明君） 市川町民課長。

町民課長（市川清美君） お答えします。

避難行動要支援者台帳がございますので、それを活用していただきまして、各地域の区長さん、部落長さん、民生委員さんで適切に情報伝達をお願いするとともに避難支援をお願いしたいと、そんなふう考えております。

また、日ごろから、地域での人々の交流の機会をつくり、お互いの声かけや要支援者への理解や介助をお願いしたいと思います。

さらに、防災行政無線や有線放送、防災アプリ、広報車、携帯端末の緊急速報メールなど、複数の伝達手段を組み合わせることが必要と考えております。

議長（森本信明君） 中島健男君。

3番（中島健男君） そうすると、町としては、複数の情報の中で、一応障がい者の方の全部を網羅できるというような対応になっているということによろしいわけですね。

それでは、9月1日、各地区で防災訓練、行われたんですけども、そのときに要支援者の方の参加というのは実際にありましたでしょうか。その中で何か意見と不具合等が出たか。そのとき、台帳と当然、1年に一遍確認されるということなんですけども、違い等はありませんでしたでしょうか。

議長（森本信明君） 小平副町長。

副町長（小平春幸君） お答えいたします。

防災訓練につきましては、ほかの議員さんからのご質問もあるようですが、本年度

の防災訓練の訓練参加者は1,405名。そのうち要支援者は51名の参加者がいたとの報告を受けております。また、非常参集訓練に合わせて、要支援者の安否確認を行った地区もあるということでもあります。

なお、防災訓練は、地区の事情によりまして、統一日9月1日以外に実施するところもございます。町で作成をしております要支援者台帳は、さまざまな制約があり公開はしておりません。地区独自の台帳を整備しているところもあるようですが、一概に比較はできないといったところでもあります。

以上です。

議長（森本信明君） 中島健男君。

3番（中島健男君） 要支援者の方々は、この状態等によって変化するわけですから、最低でも年一回、その防災の日に台帳とのすり合わせを確実に行っていただいて、その変化のあった最新版を、先ほど言った関係者の方と共有することで、最新版による確保で抜けや漏れが発生しないようお願いしたいと思います。

また、行政としては、常時最新版を確保することが大事だと思いますので、よろしくをお願いしたいと思います。

要支援者の福祉避難所はハートフルということでしたけども、こちらのほうとは、もう打ち合わせ等はできておるのでしょうか。例えば、収容人数の問題、先ほど示していただいた方々、障がいがある方で、要介護で78名ということなんですけど、そういう人たちが一遍にハートフルへ行った場合に、対応しきれんのでしょうか。

また、ハートフルのほうでは、そのような状況に対して事前の準備をしてあるのでしょうか。その辺をお伺いいたします。

議長（森本信明君） 市川町民課長。

町民課長（市川清美君） お答えします。

ハートフルのほうへ、これからお願いしていくわけですが、その中でハートフルケアたてしなへの収容人員や、要支援者の状況に応じた対応については、今後協議してまいりたいと考えております。

議長（森本信明君） 中島健男君。

3番（中島健男君） 今後ということで、まだまだこれからという話で、その席には、当然、要支援者本人や家族の方も同席していただいて話し合いをして、確認をしていただければよいかと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。実際、今災害が起こってハートフルへ行ったら大変なことになるということで、わかりました。

それに合わせて、例えば、ハートフルで全員は収容しきれないということになった場合、ほかの地域、佐久、上田、東御、その辺、御代田、軽井沢と避難先というか受け入れについての広域的な福祉避難所なんていうのはあるのでしょうか。

議長（森本信明君） 小平副町長。

副町長（小平春幸君） お答えいたします。

広域的ということですが、まず佐久広域連合にも、特別養護老人ホーム運営しておりますが、佐久広域連合に確認をしましたところ、特に福祉避難所としての指定はしておりません。

ですが、長野県内の全市町村による災害時の相互応援協定というのを立科町も含めて結んでおります。その中では、ブロック単位で応援体制をとるということになっておりまして、佐久ブロックは佐久市を代表市町村として情報収集や状況把握を行うことになっております。連携はしっかりできるものというふうに考えております。

以上です。

議長（森本信明君） 中島健男君。

3番（中島健男君） 実際には、広域の福祉避難所はないということなんですけども、広域で対応するにはなっているという捉え方でよろしいかと思うんですが、その町外に出た場合、その人の支援の内容が確実に伝わるかどうかというのがすごく問題になると思うんです。そのような連携ミスが起こらないような対策というのはこれからなんでしょうか。

議長（森本信明君） 小平副町長。

副町長（小平春幸君） 先ほども答弁申し上げましたけれども、連携ミスは起こらないというように、しっかりと情報収集や状況把握を行うことによって連携をしたいというふうに考えております。

議長（森本信明君） 中島健男君。

3番（中島健男君） あと、避難に当たってなんですけども、当然一番最初に駆けつけるのは、ご近所の方や消防団員の方が要支援者住宅に行くと思うんですけど、その方をハートフルあたりに運ぶということを、外から一見してわかるような対策とか表示等はなされているのでしょうか。

議長（森本信明君） 市川町民課長。

町民課長（市川清美君） お答えします。

住民の皆さんの避難につきましては、各地区の公民館等を一時集合場所として、避難所は現在、老人福祉センター、小中学校等でございます。その施設につきましては、関係機関と連携をとりながらの開設ということになってまいります。

福祉避難所としては、先ほど来申し上げておりますハートフルをお願いする方向で進めておりまして、要支援者の避難につきましては、地域の皆さんを初め、避難支援等に携わる関係者の協力を得てお願いしていくということになります。

以上です。

議長（森本信明君） 中島健男君。

3番（中島健男君） とりあえず今のところハートフルしかないということで、そちらに行ってくださいということでよろしいわけですね。これから、もしそういう福祉避難所がどこか別のところにした場合には、何かの対策が必要になるかと思っておりますので、よろ

しくお願いいたしたいと思ひます。

あと、福祉避難所というのを防災マップ、立科町にもありますけども、そこに載せると、一般の方々もここは避難所だと想定して、その避難所に押し寄せる可能性があるということ、それを福祉避難所というのを公表していない自治体もあるというよなことを聞いたんですけども、立科町としては今後、その辺はどうして行くんでしようか。

議長（森本信明君） 市川町民課長。

町民課長（市川清美君） お答えします。

福祉避難所は、避難所での生活において、特別な配慮を要する方ということでございます。高齢者、障がい者のほか、妊産婦、乳幼児、病弱な方などが対象になってまいります。ですので、それ以外の皆さんにつきましては、避難時一時集合場所から避難所へ避難をお願いすると、このようなことで皆さんにお願いしてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（森本信明君） 中島健男君。

3番（中島健男君） そうすると、別に公表する、しないというか、ハザードマップ、防災マップには載せる、載せないというのはどうなるんでしょうか。

議長（森本信明君） 市川町民課長。

町民課長（市川清美君） 今、このように申し上げて周知しておりますので、そんなことでやっていきたいというのが一つと、マップにつきましては、また今後、どのような掲載方法があるのかを含め、検討してまいりたいと思ひます。

以上です。

議長（森本信明君） 中島健男君。

3番（中島健男君） いろいろ質問してまいりましたが、災害の種類も多々あり、要支援者の方の状態もさまざまであり、またその当然対応もさまざまになってくると思うんで、大変とは思ひますが、要支援者が頼れるのは行政しかありませんので、安心、安全に避難できるよう特段の配慮をお願いして、以上で私の質問を終わりにしたいと思ひます。

議長（森本信明君） これで、3番、中島健男君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は11時からです。休憩に入ります。

（午前10時52分 休憩）

（午前11時00分 再開）

議長（森本信明君） 休憩前に戻り、議事を再開します。

次に、7番、今井 清君の発言を許します。

件名は 1. 立科町の防災対策について

2. 健康寿命を延ばすためにです。

質問席から願います。

〈7番 今井 清君 登壇〉

7番（今井 清君） 7番、今井 清です。通告に従い質問をいたします。

さて、けさ、大型台風15号が関東に上陸し、首都圏ではJRの運休、負傷者も出るなど被害が発生しております。当町でも実りの秋を迎え、今後、台風被害がないよう、祈るばかりでございます。

それでは、立科町の防災計画について伺います。9月1日は防災の日です。台風、津波、地震等の災害について認識を深め、それらの災害に対する心構えを準備するためとして1960年に制定されました。また、9月1日を含む1週間が防災週間として定められています。全国各地で防災訓練が実施されており、当町でも各地区単位で、このほど実施されました。

ご承知のとおり、このところ全国各地で自然災害が発生しており、集中豪雨による河川の氾濫や土砂崩れ、地震による家屋の倒壊や土石流による大規模災害などにより尊い命が奪われ、日本各地で甚大な被害を生じています。これは皆さんご承知だと思います。立科町でも自然災害に対する備えがますます重要となってきています。このことから、立科町の防災対策について、どのような認識をお持ちなのか、町長に所見をお伺いします。

議長（森本信明君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） お答えをいたします。

立科町は災害が少ないと、よく言われておりますが、しかし、私の記憶の中では数十年前の伊勢湾台風以来、記憶に残るような大被害が発生をしていないというふうに記憶をしておりますが、災害の少なさをアピールしたらどうかという、半面ではそういう意見を聞くこともございます。

しかし、今、議員のほうからも申されましたように、いつ台風が、この日本列島を襲い、そして、この立科町に来るかということは想像も予測もできないわけですが、最近も九州地方を襲った豪雨につきましては、過去に経験のない大雨が発生し、特別警報も発令をされております。災害といっても、地震、津波、火山の噴火、台風、大雨、火災、竜巻、雪害等、多岐にわたっております。そのため、万全な備えというのは非常に難しいことだとは思っております。しかし、いずれの災害に対しても、災害を最低限に抑えるための対策は講じなければなりません。当町でも地震、台風、大雨、火災、雪害等が考えられますけれども、住民の生命、財産を守るため、そ

それぞれの対応について、地域防災計画の中でも定めております。災害は、ないに越したことはありませんが、いざ起きたときには、災害を最小限に食いとめる方策を考えていきたいと考えておる次第であります。

議長（森本信明君） 今井 清君。

7番（今井 清君） 今のお答えの中で、災害を最小限に食いとめる努力は必要ということで、ぜひ、これは基本的なことですので、災害というのはいつ起こるかわからないわけです。それで心配になるんです。それについては、日ごろから備えが必要ということがよくわかると思います。

さて、災害発生時においては、災害対策本部を速やかに設置するとともに、まずは現状確認と、それに基づく迅速かつ適切な情報発信が必要となります。災害発生時に、今現在、どのような状態であって、今後の様子はどうなる見込みなのか。避難をする必要があるのか。対象地区はどこなのか。町民皆さんへ迅速かつ正確な情報伝達が必要不可欠と思われませんが、防災情報伝達方法並びに警報発令等についての詳細を担当課長に伺います。

議長（森本信明君） 小平副町長。

副町長（小平春幸君） お答えいたします。

防災情報の伝達方法ということですが、防災行政無線、有線放送を初め、ケーブルテレビやFMとうみのラジオ放送、エリアメール、巡回による放送、町からの発信ではありませんが、全国瞬時警報システムいわゆるJアラート等、必要に応じて、あらゆる手段で周知を図ってきたいと考えております。災害が発生した場合は、正確な情報収集、情報分析を行うとともに、関連機関や区長、部落長との情報交換を図ります。これらによりまして、災害対策本部設置、住民への周知、避難所の設置等、災害対応を行うこととなります。平時でも大雨警報等が発令された場合には、関係職員が参集いたしまして、情報収集やパトロール等に当たっております。

以上です。

議長（森本信明君） 今井 清君。

7番（今井 清君） 今のお答えの中で、さまざまな情報伝達方法があるということでご説明いただきましたが、これが実際になったときに、いかに迅速に、速やかに情報伝達を行っていただくかという、その辺が一番重要だと私は考えますが、その辺についての、いかに速やかに情報伝達を行うかという部分についてはいかがでしょうか。もう一度、お伺いします。

議長（森本信明君） 小平副町長。

副町長（小平春幸君） お答えいたします。

情報を町として収集をいたしまして、いかに住民皆さんに伝えるかということですが、まずは町がその情報を確認し、速やかに、先ほど申し上げました伝達手段に応じて、的確に周知をしていくといったことになろうかと思います。

以上です。

議長（森本信明君） 今井 清君。

7番（今井 清君） できるだけ的確で迅速な情報発信をお願いしたいと思います。

さて、避難が必要となった場合には、速やかな避難所の設置が必要となりますが、避難所の開設と、その運営について、誰が、いつ、どのような体制で行う計画でいるのか、担当課長に伺います。

議長（森本信明君） 市川町民課長。

町民課長（市川清美君） お答えします。

災害のおそれがあるとき、災害が発生したとき、また、甚大な被害を受けたときには、先ほど来のお話にもございますが、災害対策本部が設置されるということがございます。

避難所の開設でございますが、避難所の運営、管理に関することにつきましては住民福祉部ということで、担当部署は町民課ということでございます。避難所は老人福祉センター、小中学校等でありますので、施設の関係機関と連携をとり、開設をしていくこととなります。また、開設したときには、町長はその旨を公示し、避難所に受け入れる方を誘導し、保護すると、こういうことになっております。

避難所の運営に関しましては、役割分担を明確にしまして、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するというところでございます。

また、避難所の管理運営に当たりましては、災害の規模が大きく、町において人員が不足し、困難を来した場合につきましては、県職員の派遣を要請し、協力を依頼するというふうになっております。

以上です。

議長（森本信明君） 今井 清君。

7番（今井 清君） 避難所には、当然、非常用の毛布とか飲料水、非常食、救急医薬品、トイレ用品またはテレビとかラジオ等の情報設備などがすぐ必要となるとと思いますが、その辺の準備態勢については確率されているのかどうか、担当課長に伺います。

議長（森本信明君） 小平副町長。

副町長（小平春幸君） お答えいたします。

備蓄品につきましては、道路が遮断して孤立してしまうおそれがある、そのような想定がされます蓼科区や中尾・美上下地区に備蓄をしております。そこには食料や飲料水などを備蓄しているところであります。また、避難場所となっています小中学校には、飲料水、毛布など、また役場には災害用備蓄品として救急セットやマンホールトイレなど、災害を想定して備えています。

以上です。

議長（森本信明君） 今井 清君。

7番（今井 清君） 蓼科区と、里のほうと分けて備蓄されているということで、その点については安心しました。

町では、ご承知のとおり高齢化が進んでおります。一人暮らしのお年寄りも年々増加しています。体が不自由な方もおり、寝たきりの方や、歩くのに支障がある方、先ほどの同僚議員の質問にもございましたが、特に一人では移動できない交通弱者の皆さんは、町指定の避難所に移動できない状況があると考えられます。町では、身近な公民館等を避難一時集合場所としており、今回の避難訓練においても、当然、各地区の公民館などに避難誘導していると思います。

そこで伺います。大規模地震発生の際に、現在の各地区の公民館等は、建築年数の少ない一部の施設を除いて耐震化が必要と思われませんが、耐震化の実情や、その詳細についてどのように把握されているのか、担当課長に伺います。

議長（森本信明君） 小平副町長。

副町長（小平春幸君） お答えいたします。

町では、平成26年度に防災マップの作成にあわせまして、各地区の公民館等につきまして、最近建設されたものや非木造の建物を除きまして、簡易耐震診断を行いました。各地区の公民館は、建設年度がかなり古いものもあり、安全とは言えないところもかなりあります。

実施したのは30カ所となります。そのうち倒壊、または大破の危険があると診断されたもの、それが13カ所ありました。全体の40%に当たるものです。やや危険というものを合わせますと22カ所となりまして、全体の7割弱にも達します。この結果は、各地区の区長さんや部落長さんにもお知らせをしてあるところであります。

この結果によりまして、各地区の公民館は避難所としてではなく、災害の状況に応じての一時集合場所として指定をしたものであります。一時集合場所には、集会所、公民館だけに限らず、町有施設や学校のグラウンドも指定しておりますので、危険と思われる場合には建物には入らないで、安否確認の後、速やかに町で設置する避難所に避難をしていただくというような流れになるかと思えます。

以上です。

議長（森本信明君） 今井 清君。

7番（今井 清君） 今のお答えから、7割ぐらいが危険であるということでございまして、身近な公民館に避難したくてもできない状況が、大地震のときには発生するようなことになると思えます。現状から、特に、そういう公民館等の施設については耐震化しなければいけないと私は考えるんですが、この状況について、今後、大地震のときには、そういった問題が大変危惧されるんですが、各地区の公民館等の耐震化は早急に進めるべきだと私は考えるんですが、このことについて町長の考えを伺います。

議長（森本信明君） 両角町長。

町長（両角正芳君） お答えをいたします。

各地区の集会所、公民館は、災害時の第一次拠点として重要な場所であるというふうに認識しておりますし、耐震強度は非常に重要な要素だと思っております。これらは、各地区の自治組織によって建設、運営されておりますので、どのようにしていくかは各地区の意向が重要になってまいります。耐震化や建てかえは多額な費用が必要となってまいりますので、地元負担金も大きくなります。町といたしましても、補助事業についての情報提供等、最大限の努力をしていきたいというふうに考えております。

議長（森本信明君） 今井 清君。

7番（今井 清君） 先ほど申し上げましたが、現実には移動したくても移動できない、町の避難場所、小学校とか公民館等に移動できない状況が生まれていて、この間の防災訓練の際にも、各地区の公民館を使っている現状があるんです。そういった中では、特に各地区の公民館を、今後どのように耐震化していくことは、町全体の問題であると思はれるんです。特に、近隣の御代田町等で聞いたら、新しいコミュニティーセンターが幾つか建設されたと聞いています。特に、こういった災害のときの避難の対応のためだと思はれるんですが、ただ、当然、町長のおっしゃるように、それには各地区の状況があって、すぐに建設できる状況ではないと思はれるんですが、それにしても、いずれ補助事業等、有利なものを使って、今後、そういったものを耐震化して、避難所としてできるかどうかというところを、また新しく建てかえるような状況にできるかどうかというのは、町としては考えるべきだと思はれるんですが、その辺について、もう一度、町長の回答をお願いします。

議長（森本信明君） 両角町長。

町長（両角正芳君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおりであります。しかしながら、ご案内のとおり、現施設を、各地区、建てかえもずっとしてきているわけです。この際には、いろんな補助事業を導入をして、できるだけ地元の負担を軽くする、軽減をするという対策をとってきております。

しかし、これは立科町だけではなくて、各市町村とも同様の考え方があるかと思はれます。そういった中で、いかにいち早く補助事業等の新たな対策がとれるような情報をキャッチして、立科町としての有利な対策をしていくためには、情報を収集するということが大変重要だというふうに考えておりますし、また、各地域の皆さんとも、これは大変重要な問題でありますので、十分協議していかなきゃいけない。この両方の関係を並行してやっていくということになってくるんじゃないかと、このように考えております。

議長（森本信明君） 今井 清君。

7番（今井 清君） そういう対策をもっと早めに立てなければいけなかったのではないかと私は考えるんです。いずれにしても、この問題については、今日、あす、すぐに対応

できるという問題ではないと思いますが、有利な状況で地元の負担が少ない程度で何とかできないかということは、喫緊に考えなくちゃいけない方向だと思いますので、それについては前向きな今のお答えのように進めていただきたいと思います。

このところ、大雨による災害が各地で発生しています。特に危険なところは、土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域と思われます。立科町の土砂災害等の災害予防計画におきましては、土砂災害を想定した防災訓練を実施するという事になっておりますが、果たしてそれが実施されているのか。また、当町の土砂災害警戒区域についての周知や安全対策については、具体的にどのような対策がなされているのか、担当課長に伺います。

議長（森本信明君） 小平副町長。

副町長（小平春幸君） お答えいたします。

地域防災計画の中では、9月1日の防災の日を挟む防災週間を中心に防災訓練を実施することとなっております。本年度も9月1日を統一日として地区ごとに計画を立てていただきまして、防災訓練を実施したところであります。

現在、各地区ごとに防災訓練を実施しておりますが、おおむね4年に1回は総合防災訓練として町全体で行っております。来年度については、総合防災訓練を町として実施する計画をしております。

土砂災害警戒区域についての周知というところでありますが、防災マップを平成26年度に作成をいたしまして、全戸配付をいたしております。また、町のホームページにも掲載をしておりますが、本年度、さらに見やすいものにするべく、6月予算にも予算計上したところで、現在、その作業を進めているところであります。

安全対策については、各所管で危険箇所等の現場を確認して、順次、対応しておりますが、河川等で危険な箇所については、一級河川については建設事務所への要望、準用河川や普通河川については現地確認をいたしまして、順次、改修を行っているところであります。また、各地区で行われる防災訓練の際、危険箇所等の確認を行っている地区もあるということで報告を受けております。

以上です。

議長（森本信明君） 今井 清君。

7番（今井 清君） 土砂災害警戒区域は、これは大雨が降った場合に特に危険があるということで指定されている状況でございますが、ただ、一番心配なのは、地域住民の皆さんがどこが土砂災害警戒区域なのか、十分理解して把握しているかというところが一番重要だと思うんです。防災訓練をやっても、当然、消防団がうちのほうはそういうところを見回りをしているんですが、果たして参加している消防団以外の住民の皆さんが、それを証しているかというところが私はネックだと考えているんです。今回、そういったハザードマップ等の見直しも図るということなんですが、一番、その危険性について住民の認識を高めるということについては、今、どんなふう考えている

んでしょうか。担当課長に伺います。

議長（森本信明君） 小平副町長。

副町長（小平春幸君） お答えいたします。

先ほども申し上げましたけれども、この防災マップについては全戸配付をしてあるということですので、それについては確認をいただくということではなかろうかと思えます。また、先ほど言いましたように、ホームページについても見やすいものに、さらに今、改良を進めているところですので、でき上がったところで、そんな周知もしていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（森本信明君） 今井 清君。

7番（今井 清君） せっかくつくったものですから、どこのご家庭にもあると思うんですが、それを有効活用できるような方向で、いま一度、広報等でPRしていただければありがたいなと思っています。

特に最近では、大規模な太陽光発電施設が山林に建設されており、大雨が降った場合、それに伴う土砂災害の発生が危惧されています。太陽光発電施設が建設された付近に住宅がある場合には、安全確認並びに排水対策が必要不可欠を思われますが、このことにつきまして、この太陽光発電の発電施設について、どのような災害対策がなされているのか、担当課長に伺います。

議長（森本信明君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えいたします。

町では、これまで太陽光発電設備に限らず、町内で行われる開発行為面積1,000平方メートル以上のもの等は、開発行為により降雨災害等の発生が助長されることを防ぐため、開発基本条例に基づく開発事業計画届出書の添付書類として必要に応じて雨水排水処理検討書等の提出を求め、十分に対応できることを確認してきました。

本年度からは開発基本条例施行規則の一部を改正し、事業用の小規模なものも対象にし、適切な開発行為が行われることを目的に、太陽光発電設備の設置に特化した立科町太陽光発電設備の設置に関する指導要綱及び技術的取り扱い要領を設定しております。7月以降の着工する土地に自立して設置される発電出力が10キロワット以上の太陽光発電設備に適合しております。

以上です。

議長（森本信明君） 今井 清君。

7番（今井 清君） 今のお答えで、以前から太陽光発電施設については、特にそれについては町で対応の条例を制定してほしいということは前々から申し上げてきた中で、今回、開発基本条例の中に組み込んでいただいたということは成果があったかなと思うんです。これについては、特に、今のお答えの中であるように、雨水排水対策について注意を払って見ていただかないといけないと思います。

立科町の防災計画の中の第1節に、風水害に強い町づくりが掲げられています。その中で、洪水の浸水想定区域または雨水出水浸水想定区域の指定があった場合は、円滑かつ迅速な避難の確保を図るとしています。大雨が降ったときに、洪水が発生しやすいようなところ、そういう区域のことですが、その区域については、町民皆さんへの周知は具体的になされているのか。具体的対応について担当課長にお伺いします。

議長（森本信明君） 荻原建設課長。

建設課長（荻原義行君） お答えいたします。

まず、洪水浸水想定区域についてご説明申し上げます。洪水浸水想定区域とは、水防法第14条に基づき、洪水予報河川及び水位周知河川において、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に、浸水が想定される区として指定された区域を指します。当町には大きな河川がなく、指定区域はございません。

次に、雨水出水浸水想定区域についてですが、これは同じく水防法第14条の2、第1項に規定する水位周知下水道を対象とした区域であり、想定最大規模降雨により排水施設の排水能力を上回り、排水施設に雨水を排除できなくなった場合または放流先の河川の水位上昇等に伴い、排水施設から河川等に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域をいいます。もとより、当町には雨水を流入させている下水道施設はございませんので、こちらも想定区域はございません。どちらも想定区域がございませんので、特段の対応及び規定はしておりません。

以上でございます。

議長（森本信明君） 今井 清君。

7番（今井 清君） 防災計画の中にうたっているわけですが、想定区域はないというようにご回答ですが、私、以前、大雨が出たときに、床上浸水とか床下浸水が出てしまったという住宅を承知しているんですが、そういったところについては、当然、町民の皆さんに周知しなければいけないし、該当については消防等を通じて確認、それから住宅の危険度について町としても把握しなくちゃいけないと思うんですが、その件についてはいかがでしょうか。お伺いします。

議長（森本信明君） 荻原建設課長。

建設課長（荻原義行君） お答えいたします。

その他の水防関係ですけれども、立科町の土砂災害防災マップによりますと、重要水防区域等の記載がございます。これに関しましては、既定の降雨等が想定される場合に、消防団等の活動を優先的にするというふうな定めがございます。こういったものに関しましては、先ほどの区域よりも狭い、いわば局所的な部分でございまして、それらは、今、申し上げました防災マップ等に定めがございます。

以上でございます。

議長（森本信明君） 続いて、農林課長、答弁願います。

農林課長（片桐栄一君） 私のほうから、ため池のことについてご説明、ご回答をさせていただきます。平成30年度におきまして、農村地域防災減災事業補助金を活用いたしまして、女神湖のハザードマップを策定をしてございます。このハザードマップにつきましては、今年の4月に関係地区であります蓼科区全戸に配付をいたしまして、周知を図ったところでございます。なお、ハザードマップには女神湖が決壊した場合の浸水想定区域、それから一時避難所などのほか、緊急時の連絡先なども記載をしてございます。

以上でございます。

議長（森本信明君） 今井 清君。

7番（今井 清君） 最近は、海水温等の上昇に伴い、大きな台風が発生することが増えていると、これは報道関係でも言っていますが、当然、私も実感しておるんですが、災害は待ったなしでございます。今日、あすにでも発生してもおかしくありません。今のご回答の中でありましたが、当然、災害が想定される部分については、被害を最小限に食いとめる努力が必要ということで、それについては町民の安心安全な立科町の町づくりに向けて、災害に強い立科町を目指して、早急に政策を実行していただくことを強く求めます。

それでは、次の質問に移ります。

健康寿命について伺います。長寿社会を迎えまして、立科町でも100歳以上の方が増加しています。2018年の日本人の平均寿命は、助成が87.32歳、男性が81.25歳で、過去最高を更新していると報道されました。また、その中で、長野県は女性が全国1位、男性が全国2位とのことでございます。日本人の寿命の長さは、国内のみならず世界的にも注目され、100歳を越えても元気に生活している人を身近に見かけることも珍しくなくなり、人生100年とも言われています。長寿は大変喜ばしいことですが、亡くなる直前まで元気でいたいと、誰でも望んでいるのではないのでしょうか。

今、健康寿命というものが注目されています。健康寿命とは言葉のとおり、健康上の問題がない状態で、日常生活が制限されることなく生活できる期間のことで、2000年に世界保健機構WHOが提唱したのをきっかけに注目されるようになりました。

このことから、平均寿命と健康寿命の差が大きくなればなるほど、病气や介護の期間が長くなるということになります。平均寿命でトップクラスだった長野県ですが、残念ながら健康寿命は都道府県別健康寿命、日常生活に制限のない期間の平均の2016年厚生労働省の数字では、男性が72.11歳で全国20位、女性が74.72歳で全国27位であるとの表示がございました。この健康寿命を延ばすことは最も重要であると考えますが、このことにつきまして町長の所見をお伺いします。

議長（森本信明君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） お答えをいたします。

健康寿命とは、健康上の問題で、日常生活が制限されることなく生活できる期間と定義をされておりますけれども、平均寿命と健康寿命との差は、健康上の問題による日常生活に影響がある期間となります。平均寿命が延びることを前提として、この差が短縮するように、健康状態の改善が必要でありますし、心身とも健康で自立した生活が送れるよう、健康づくりが大変重要なことだと私も考えております。

以上です。

議長（森本信明君） 今井 清君。

7番（今井 清君） 今、町長の答弁で、その重要性については認識されているということで、うれしく思います。健康寿命を延ばすことがいかに大切か認識いただけたところで、当町の実情についてお伺いします。当町の平均寿命と健康寿命は現在どうなっているのか。具体的な数字を担当課長にお伺いします。

議長（森本信明君） 市川町民課長。

町民課長（市川清美君） お答えします。

健康寿命は、先ほど町長が申し上げたとおりですが、厚生労働省では3つの算出方法が示されております。調査データを活用し、日常生活に制限のない期間の平均。自分が健康であると自覚している期間の平均。日常生活動作が自立している期間の平均であります。

長野県のしあわせ信州創造プランでは、県民一人一人が長寿かつ健康で生涯にわたり生き生き暮らせる長野県を目指して、達成目標として平均寿命と健康寿命の延伸と、差の縮小を掲げられております。

目標を実現するため、平成27年に、平成22年の健康寿命が市町村別に算定されております。そこで公表された資料からでございますが、立科町の男性の平均寿命は80.48年、健康寿命は78.96年、差は1.52年。女性の平均寿命は85.97年、健康寿命は82.71年、差は3.26年ですが、人口1万2,000人未満は参考値としての公表ということでございます。これは人口規模が小さく、死亡率と不健康割合のばらつきが大きいほど健康寿命の制度は低くなると言われておりますので、そのようなことで参考地として公表されているものということでございます。

以上です。

議長（森本信明君） 今井 清君。

7番（今井 清君） 今のお答えなんですけど、できるだけ健康寿命と平均寿命の差、これが小さくなればなるほど本人にとってもいいし、町にとってもいいし、全体がいいということでございます。

今、人生100年と言われていますが、その一方で、長生きしなくていいと、長生きを否定的に捉えている人が増えているとも言われています。その理由が、平均寿命と

健康寿命の差、または介護の問題、それから年金問題などの将来への経済不安からと言われていています。平均寿命と健康寿命の差が10年あると考えると、この最後の10年間にかかる医療費は、一人の人生の半分に当たると言われています。

ただいまの立科町の数字ですと、大分短いんですが、これについては、先ほどの算出方法の基準の仕方で、この数字が変わってくると思います。私が算出方法の基準の方法で確認したところ、もっと長かったと思うんですが、いずれにしても、実際には平均寿命と健康寿命の差は全国平均で男性は約9年、女性は約12年と言われている文書がございます。長生きしても、その間は自立した生活ができないで病気や介護で不健康な毎日を送っているということになります。

そこでお伺いしますが、健康寿命を延ばすために、当町でもロコモ予防教室などを開催していると思われませんが、健康寿命と医療費とか介護費の関係については、どのような認識を持って施策を行っているのか、担当課長に伺います。

議長（森本信明君） 市川町民課長。

町民課長（市川清美君） お答えします。

町では健康で自立した生活を送れるように、ライフステージに応じた健康づくり活動や保健サービスの充実を図っております。保健師や各地区の保健委員さんを中心に、生活習慣病予防の重点3項目の取り組みとして、「体を動かす」では健康づくり教室の開催、「検診を受ける」では特定検診の受診勧奨など、「健康に食べる」では食育サロンの開催などを実施しているところでございます。

また、高齢者がいつまでも健康で、自立した生活を送れるように支援を行っております。介護予防教室、健康サポーター養成講座、昨年には認知症初期集中支援チームを発足してサポートを行っているところです。

健康寿命と医療費や介護の関係については、平均寿命の延伸に伴い、健康寿命との差が拡大すれば、医療費や介護給付費が増大することになりますので、生活習慣予防、介護予防により差を短縮することが必要と考えております。

議長（森本信明君） 今井 清君。

7番（今井 清君） さて、健康寿命を延ばすためには何をすればいいのか。今、ご回答の中でもいろいろ政策をされているという回答なんですが、昨年放送されましたNHKのスペシャルの「AIに聞いてみた どうすんのよ!?日本」という番組をご覧になった方も多いと思われませんが、延べ41万人の高齢者のデータをもとに、AI、人工知能が分析した結果が健康寿命を伸ばすためには運動よりも食事よりも読書が大事という驚きの結果でございました。質問数は600以上、10年以上にわたって追跡調査を行った貴重なデータをもとに、AI、人工知能が導き出した答えが読書だったのでございます。

この結果をもとに、NHKが健康寿命日本一の山梨県を調査したところ、山梨県は人口に対する図書館の数が全国平均2.61館に対して、6.59館と断トツだったというん

です。手軽に本を借りられる環境が点在していることは、高齢者にさまざまなモチベーションをもたらしていると言えます。図書館に行って本を探すことが運動になっている、知的な刺激を受け読書によって心が動き、それが行動につながる、本を読むことによって活力が生まれ、好奇心が旺盛になるとのことです。図書館の近くに住む人は、要介護リスクが低い調査結果もあり、アメリカの統計の結果では、1日30分の読書で、全く読書をしない人に比べて2年も長生きするとの調査結果も出ているとのことでございます。このことから、健康寿命を延ばすためには、図書館が必要との結論に達しますが、このことにつきまして町長の考えを伺います。

議長（森本信明君） 両角町長。

町長（両角正芳君） お答えをいたします。

平均寿命の延伸に伴い、今後もさらに進むと言われる超高齢化社会という社会構造の中で、健康寿命を延ばすことは大変重要なことだと、先ほども申し上げましたが、そのように認識をしております。そのために、さまざまな方向から事業が展開されているわけですが、その中の一つとして、議員ご指摘の読書の習慣が健康寿命の延伸に好影響を与えるデータもあるということだと思います。現状では、図書館、図書室の問題については、これからの議論になってくるわけでございますが、当面、中央公民館の図書室の利用促進を図ることが第一だというふうに考えております。

以上です。

議長（森本信明君） 今井 清君。

7番（今井 清君） 本を読んで頭を使うことは、脳の活性化にもつながり、認知症の予防対策としても大変有効ではないかと思えます。行政としては、図書館をつくることで要介護者を減らせるならば、介護や医療に比べて格段に安い費用で対策できることに注目すべきではないでしょうか。図書室しかない、今の当町の現状は早急に改善すべきと思えます。健康で長生きする町を目指すことは、誰もがそれを望んでおり、行政施策として、今、一番やらなければならないことだと私は考えますが、町長の考えをお伺いします。

議長（森本信明君） 両角町長。

町長（両角正芳君） お答えをいたします。

図書館の目的は、当初、その他の資料等を収集し、住民の皆さんの利用に供し、その教養また調査研究、レクリエーション等に資するとされております。図書室についても、目的は同じであります。住民の皆さんの利用促進を図ることによりまして、文化教養の向上が図られ、付随して健康寿命が延びる効果が期待できるということだと思います。

しかしながら、中央公民館は昭和44年に建設、昭和57年に大規模改修を行ってまいりますが、50年を経過しようとしているわけで、老朽化が進む中でどのようにしていくのか、私も前にもご答弁させていただきましたが、これからの立科町のありよう、そし

て公共施設のありようについて、今後、検討研究をしていく、そういった会議を持っていく。その中でも十分に議論していく中で進めてまいりたいと思いますし、これは町民を上げて、十分、慎重に考えていく問題だというふうに私は思っております。

以上です。

議長（森本信明君） 今井 清君。

7番（今井 清君） 今のお答えのように、築50年といえば、耐用年数経過しているんじゃないかと思うんです。いずれにしても、この重要性については町長も理解していると思いますので、できるだけ早い段階の中で建てかえるのか、その方向性を出すべきだと私は思います。

健康寿命が一番長い山梨県は公立小学校の図書館司書の配置率が98%と全国1位で、戦後早い時期に学校に図書館司書を配置して、子供のときから読書の習慣を身につけさせるということがございます。小さいころに本を読む習慣がついていると、大人になってからも本を読むことが身につけており、それが健康寿命の延びと関係しているのではないかと紹介されていきました。子供のときの読書の習慣がとても大切なことがわかります。当町では、図書館司書の配置並びに読書の習慣について、この現状について担当課長にお伺いします。

議長（森本信明君） 市川教育次長。

教育次長（市川正彦君） 初めに、図書館司書の配置状況ということでございます。立科町においては、中央公民館図書室に1名、それから小学校図書館に1名、中学校図書館には司書の資格はございませんが、選任で1名の配置をしております。

また、読書の習慣の現状ということでございます。立科町における取り組みということでお願いしたいと思います。まず保育園では、保育士による読み聞かせを毎日の保育の中に取り込み、それからボランティアグループの皆さんによる読み聞かせを月1回行っております。また、年長児には月2回、年中児以下には月1回、保育園の図書を全員に貸し出しをしまして、家庭において保護者の皆さんによる読み聞かせを推奨、実施をしております。小学校におきましては、ボランティアグループによる読み聞かせを毎週月曜日の朝の時間、20分ですが、この時間と、読書週間においては、国語の時間を利用して行っております。また、1、2年生の低学年には担任が毎日読み聞かせの時間等を設けてございます。中学校においては、毎日、朝読書の時間を設けて読書の習慣づけを行っております。

また、今年度の全国学力テスト、これは対象が中学校3年、小学校6年生でございますが、この調査項目の中で、読書が好きという設問に対して、当てはまる、どちらかといえば当てはまるという割合が立科小学校では78.4%、全国では74.7、県では79.8%ということですが、県平均より若干低く、全国平均より高くなっております。中学校では、同じ設問に対して76.4%、全国で68%、県では73.4%で、全国、県平均よりも高くなっております。

また、学校図書館の利用日について、週1日以上利用する割合が小学校では33.4%、全国17.2、県で27.5。中学校では41.2、全国では8.3、県では16%ということで、小中学校とも全国、また県の平均を大幅に上回っております。こういった状況を見ますと、児童生徒の読書の習慣は形成されてきているものというふうに考えております。

以上です。

議長（森本信明君） 今井 清君。

7番（今井 清君） 今のお答えで、全国平均とかより上だということで安心したんですが、小学校も中学校も、それぞれ学校の図書館、私が見ても充実していると思うんです。特に、今は子供たちがネットとかテレビとか、そういうものにどうしても気が向かいがちなんですが、やはり本を読むということは、今後の大人になる形成の段階では特に私は重要だと思っています。私も本が好きだったので、大変、小中学校のときの図書館で学ばせていただいたのが、とてもよかったなと感じています。子供のときから本を読んでいると、大人になってもそういったものに接したいということがあるかと思えます。そういった場合については、できるだけ大人になったときに、うちの町の図書室はどうかかなっていう部分が特にありますので、そこら辺については、ぜひ図書館の新設等について検討していただきたいと思えます。

自立した生活ができる健康寿命を延ばすこと、そのためには何をすればいいのか。今、何が必要なのか。さまざまな角度から調査研究し、対策をする必要があると思えます。その段階で、調査研究は具体的に行っていらっしゃるのか。また、具体的対策について担当課長にお伺いします。

議長（森本信明君） 市川町民課長。

町民課長（市川清美君） お答えします。

先ほども申し上げましたが、健康づくり教室とか介護予防というような教室を行って対策をしているところでございます。また、先ほど来のお話の中で、健康寿命を延ばすためにはということで、図書館利用等のご意見も伺いました。また、町民の皆さんが健康寿命に感心を持っていただきまして、いつまでも元気な体でいられますよう、対策を研究してまいりたいと、そんなふうに考えております。

以上です。

議長（森本信明君） 今井 清君。

7番（今井 清君） 町では、健康指導事業とか、住民健診とか行っているわけですが、要指導する該当の方が、当然、生活改善を行わなければ、その効果はないわけでございます。運動したほうがいと指導を行っても、言葉だけではなかなか動かない。そんなときには心が動くとか体が動くということがございます。心が動く、それには本とか雑誌を読むことによって心を動かすためには私は読書というのは大変有効だと考えます。

まとめます。健康寿命を延ばすことは、それは誰もが願う医療や介護の不安のない、ぴんぴんころりでいく人生でありたいということだと思えます。私もそう思うんです

が、死ぬ、その瞬間まで元気でいたい、人の介護を受けたくない、そうするためにはどうしたらいいか。それは町全体としてこれから考えるべきだと思います。国保の医療費、それから介護保険の保険料、そこに一番つながるのが健康という問題でございます。財政的な面からであっても、その健康寿命を延ばす方策、そのために健康寿命長寿の町を目指して、町全体で取り組む姿勢を強く求めまして、私の質問を終了いたします。

議長（森本信明君） これで、7番、今井清君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため暫時休憩とします。再開は午後1時30分からです。休憩に入ります。

（午前11時57分 休憩）

（午後1時30分 再開）

議長（森本信明君） 休憩前に戻り、議事を再開します。

次に、4番、中村茂弘君の発言を許します。

- 件名は
1. 景観条例について
 2. 屋外広告物条例について
 3. 遊休町有地の現状はです。

質問席から願います。

〈4番 中村 茂弘君 登壇〉

4番（中村茂弘君） 中村です。それでは、通告に従いまして、一般質問を行います。

県の景観条例におきまして、蓼科山や白樺湖を含む一部が八ヶ岳山麓景観育成重点地域となっております。この指定を受けることにより、地域の特性を生かした景観の育成を図りもって県民の生活の向上に資することが目的となっております。そして、景観の育成とは、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的諸条件に配慮し、良好な景観を次世代に引き継ぐよう、これを形成し及び育てることとしております。

重点地域は景観育成上、特に重要なものとなり、1つとして、山地・高原等の自然的景観を有する地域。2つ目として、道路または河川に沿った地域。3つ目として田園景観を有する地域。4つ目として都市景観を有する地域。5つ目として歴史的景観を有する地域。6つ目として眺望景観を有する地域があります。

県は、景観育成重点地域は景観育成上、必要があると認めるときは所有者または管理者に必要な措置を講ずることを指導できるようになっております。こうしたことから、立科町の景観育成重点地域のほか、国道142号線の農ん喜村付近を浅間山の眺望や田園風景が素晴らしいことから、景観育成重点地域に要望してはと思いますが、担当課の意見をお伺いいたします。

議長（森本信明君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） お答えをいたします。景観については、立科町の重要な資源であると私も認識をしております。議員ご指摘の国道142号の農ん喜村付近は、これはおっしゃったように、雄大な浅間連峰の眺望や田園風景が大変すばらしいと私も感じております。そのほかにも、立科町には女神湖や蓼科牧場のある高原エリア等、次世代に引き継ぐべく風景が数多くございます。そういった風景について、景観育成重点地域の県への要望について、この内容につきましては担当課長のほうから答弁させます。

議長（森本信明君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えいたします。

長野県内では県との協議を行った景観行政団体は23市町村があり、自治体独自の景観計画と条例等による規制を行っております。立科町は、その協議を行っておらず、長野県景観条例の適用を受けます。町内全域が景観計画区域であり、蓼科山西側の八子ヶ峰北麓から白樺湖にかけての一部地域は、議員おっしゃりました八ヶ岳山麓景観育成重点地域に指定されております。

しかし、景観育成重点地域と、それ以外の一般地域では、一定規模以上の行為をする場合、届け出が必要になりますが、2つの地域では届け出が必要となる規模等に大きな違いがあります。建築物の新築、増築、改築、または移転の場合、一般地域では高さ13メートルを超えるもの、または建築面積1,000平方メートルを超えるものが届け出の対象になりますが、景観育成重点地域では高さは同じですが、床面積20平方メートルを超えるものと格段に違いがあります。ほかにも建築物の外観を変更する修繕や土砂の採取、土地の形質の変更など、9項目にわたり規制が強化されております。

町が景観育成重点地域の指定を県に要望する、または県との協議を行い、景観行政団体として町独自の景観計画に指定する場合も、その前段階として関係する住民や土地所有者の理解を得る必要がありますが、規制が格段に強くなるため、理解を得るのは難しいと予想されます。そのため、この区域の景観維持については、今後研究していく必要があると考えます。

以上です。

議長（森本信明君） 中村茂弘君。

4番（中村茂弘君） 景観については、立科町が一番重要な課題だと思いますので、また検討のほうよろしくお願ひしたいと思います。

また、景観を守るためにも、県では屋外広告物条例を定めておりまして、市町村に権限を委譲しております。いつ権限を委譲されたか、よろしくお願ひいたします。

議長（森本信明君） 中村君。一つ一つ、今のであれば2番目の屋外広告の件ではないんですか。1番は終わりましたか。

4番（中村茂弘君） 最初の景観はいいです。

議長（森本信明君） じゃあ2つ目に入るとのことですね。

それでは、ただいまの質問に対し答弁を求めます。

両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） お答えをいたします。屋外広告物条例は長野県の条例でありますけれども、屋外広告物禁止地域等の広告物の許可、届け出に関する事務と違反広告物に関する事務は平成12年4月から市町村が県から権限を委譲され、この2つの事務は現在、町で処理を行っております。

以上です。

議長（森本信明君） 中村茂弘君。

4番（中村茂弘君） 条例につきましては、一部を除きまして電柱や街路灯等は表示または設置してはならないと規定されておりますが、町は適正に管理し、1つとして屋外広告物表示禁止物件の一斉点検はいつごろ行っているのか。2つ目として監視パトロールは年にどのくらい行っているのか。その点検の結果はどうなっているのか。そして、屋外広告物条例制度の啓発活動は行っているのか。行っているとしましたら、どのように行っているか、説明をお願いしたいと思います。

また、藤沢地区、諏訪白樺湖小諸線で禁止地域となっているところではありますが、どのようになっているか、よろしく願いいたします。

議長（森本信明君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えいたします。

まず、最初の問いでございます一斉点検、屋外広告物表示禁止物件は、電柱または街路灯への決められた方法以外の広告物、交通標識、橋などの公共物への設置、過度に強い色や破損の激しいものなど、公衆への危険防止と景観保護の点から広告物を設置することが望ましくないものとなります。

また、町内には特定の広告物以外の屋外広告物を禁止する屋外広告物禁止地域と屋外広告物を設置するときに町長の許可が必要な屋外広告物許可地域が存在しており、この地域に設置または許可等を得ずに設置した場合にも違反広告物となります。

この一斉点検は、屋外広告物適正化旬間の9月1日から10日までの期間に毎年1回行っております。今年は9月4日に実施いたしました。実施の結果ですが、電柱等の決められた方法以外の禁止物件等が19件あり、まずは所有者等に事情を確認し、適正に設置していただくよう指導してまいります。

次に、監視パトロールは年にどのくらい行っているのか、点検の結果はどうなのかということでございますが、監視パトロールは、先ほどの一斉点検を年1回行い、そのほかには担当者等が監視パトロールとして巡回することが年に数回あります。一斉点検等で違反が疑われるものもあります。まずは、先ほども申したとおり、所有者等に

事情を確認し、必要であれば指導をしていくということになります。

3番目の問いの屋外広告物条例制度の啓発活動につきましては、行っております。毎年1度は広報たてしなに掲載しております。昨年度は10月号に屋外広告物の定期点検についての記事を掲載しました。本年も掲載していく予定でございます。

4番目の藤沢地区の諏訪白樺湖小諸線で禁止地域となっているところがあるというご回答です。当町の屋外広告物禁止地域は、県道諏訪白樺湖小諸線の一部等で、千曲川左岸広域農道、千曲ビューラインと重複する部分の道路の接続地域と北陸新幹線の接続地域として、道路上または線路上から展望できる一定の範囲が禁止地域となります。具体的には、大字藤沢北部の一部と千曲ビューラインの両側がこれに当たります。禁止地域では、一定規模以下の自己の事業所などの自己用広告物など、適用除外となる広告物以外の屋外広告物を設置することはできません。

以上です。

議長（森本信明君） 中村茂弘君。

4番（中村茂弘君） 景観条例、また屋外広告物条例等については、軽井沢が町独自で指定をしております。外から来る人たちに不快を与えないような対策をとっておりますので、立科町としても真摯に、観光客が多いものですから、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、3点目として、私のほうで6月議会で旧保育園跡地等の利用についてご質問したわけですけれども、3カ月しかたっていない現状ですけれども、現在、どうなっているか、お伺ひしたいと思います。

議長（森本信明君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

両角町長、登壇の上、願ひます。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） お答えをいたします。

中村議員からはただいまも指摘を受けましたけれども、6月定例会の一般質問で、この問題をいただき、お答えしてきたところでございます。その後の経過ということでございますけれども、旧保育園の跡地利用については、まだ大きな進展はございませんが、今後も少なからずとも、その保育園跡地の利用という問題に大きな興味を示される、そういった方がおられれば、もちろん検討の対象になりますし、また、私のほうでも計画しております今後予定しております町づくりについての研究をする検討会議の中でも、十分、町民の皆様からご意見をいただく中で検討は続けてまいりたいというふうに考えております。

少なくとも、やはり私も議員時代にお話を申し上げてきたとおり、1日も早く、この塩漬けになっている町有地の跡地利用というものは、1日も早く前に進んでいかなければならないというふうに考えておりますので、よろしくお願ひを申し上げます。

なお、美上下の土地の関係についてもお話がございましたけれども、その活用については、現在、関係機関と協議を進めている最中でございます。

よろしく申し上げます。

議長（森本信明君） 中村茂弘君。

4番（中村茂弘君） 農地となっている美上下地区が一番町としては問題になってくるかと思
います。町として、農地は持てないように今、なっているわけですので、早めに処分
等をしていただいて、有効な税収確保につなげるような方法をお願いいたしまして、
私の一般質問を終わりたいと思います。

議長（森本信明君） これで4番、中村茂弘君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は14時からです。休憩に入ります。

（午後1時48分 休憩）

（午後2時00分 再開）

議長（森本信明君） 休憩前に戻り、議事を再開します。

次に、9番、田中三江君の発言を許します。

件名は 1. 公共交通についてです。

質問席から願います。

〈9番 田中 三江君 登壇〉

9番（田中三江君） 9番、田中三江です。通告に従い、公共交通についてお伺いいたします。

近年、高齢化社会を迎え、町民皆さんの気軽な移動手段として、公共交通の果たす
役割は重要な案件となってきております。

当町は、以前、無料の福祉バスが運行されておりましたが、平成21年からスマイル
交通の実証運行から始まり、10年あまりが経過しました。現在、町の公共交通は、た
てしなスマイル交通が4路線、路線が通っていない2地区は、福祉型デマンドタク
シーで対応されております。

今回、たてしなスマイル交通の見直しについてが公表されました。その中の1番の
立科町公共交通の現状では、車を運転しない方にとって大切な交通手段である。しか
し、利用者が減少してきており、公共交通の維持は大きな問題とあります。

長野県においても、77市町村のうち75市町村で、市町村からの委託や補助等により、
コミュニティバス、乗り合いタクシー、デマンド型交通といった生活交通が運行され
ておりますが、市町村の費用負担は年々増加し、財政運営を圧迫する要因ともなっ
ており、生活交通の継続的な運行に当って、大きな課題とあります。既存の民間バス事
業者やタクシー事業者の経営資源を有効に活用するとともに、多様な主体が連携した
運行のあり方や適切な役割分担など、住民、交通事業者、行政のそれぞれにとって過
大な負担とならない仕組みを実現する必要があると、「長野県の交通の現状と将来へ

の視点」にあります。また、将来にわたり、公共交通を維持するため、利便性の向上や利用者のニーズに応じた交通サービスの提供などにより、利用者を確保していくことも必要があるともうたっています。

町長にお伺いいたします。今回、たてしなスマイル交通の見直しについてが、各戸に配布されましたが、このもととなる立科町地域公共交通網形成計画は、今年の3月前町長の時点で計画されたものですが、両角町長は、このスマイル交通の見直しをどのようにご覧になりますか、お伺いいたします。

議長（森本信明君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） お答えをいたします。

議員ご指摘でございます公共交通網形成計画、これは確かに前町長の時代に計画がされ、実際にこれからその運用がされていくという段階でございますが、住民移動実態調査としての住民アンケートやバス利用者アンケート調査、それから乗務員等、交通事業者及び観光協会へのヒアリング、住民意見交換会、パブリックコメントに、これまでの運行実績を踏まえて、計画案を地域公共交通活性化協議会で検討し、策定をされているものでございます。

住民の意見を反映した計画であるため、私としても進めていきたいというふうに考えておりますが、来年4月からの運行に向けて、現在、細部にわたり具体的な運行計画を作成するなどの準備を進めているところであります。

今後また、議会の皆様方にもその点をお示しをしてみたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

議長（森本信明君） 田中三江君。

9番（田中三江君） 今の話をいただきましたが、平成21年ですか、試験運行が始まってから、開始当初は決まった時間にバスが来て、予約をしなくてもよく、好きなときに乗りおろができるということで、スマイル交通に決まりました。10年の時が流れて、さまざまな諸問題等、利用者のニーズも変化してきております。

そこで、スマイル交通の見直しについて、パブリックコメント、住民意見交換会等を行われましたが、その結果を、それによる今後の施策について、7月末に各戸にチラシが配布されましたが……、このチラシが配布をされました。この見直しについて、これを見てもよくわからないと町民の皆さん、おっしゃっております。そして、私たちにも問い合わせがきております。

そこで、企画課長に、見直しの施策についての経過等、概要説明をお願いいたします。

議長（森本信明君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えいたします。

今回実施するたてしなスマイル交通の見直しは、本年3月に策定した地域公共交通網形成計画に基づく見直しです。7月末に資料を全戸配布し、町民の皆様にお知らせしましたたてしなスマイル交通の見直しについての内容を説明させていただきます。

まず、たてしなスマイル交通の現状は、高い自家用車の普及率や人口減少、特に主な利用者と考えられる高齢者の自然減等により、利用者が減少傾向にあります。よって、運行に係る経費に対し、運賃収入は13%となっております。

経費から収入を差し引いた額を町から補助金を受け、運行を維持しておりますが、この補助金額を令和元年7月時点の世帯数で割った1世帯当たりの負担額は1万200円ほどで、この額は年々増加しております。

たてしなスマイル交通は、町民皆様の移動手段として欠かせないものであり、町として経費を負担することは当然のことと認識しておりますが、今後も維持していくためには、これまでと経費は変わらなくても効率的な運行に努め、多くの方にご利用していただき、運賃収入を増やすことで、町民の皆様の負担額を減少させていく必要があると考えております。

また、効率的な運行を目指しつつも、できる利便性を確保できる公共交通となるよう、今回のたてしなスマイル交通再編の実施に至りました。

来年度実施する予定の主な施策について説明いたします。

まず、ルート再編です。現在、平日毎日利用されているバス停を結ぶ幹線ルートを新設し、それに伴い現行ルートの見直しを行いました。

次に、曜日運行の導入です。先ほどの幹線ルートは、平日毎日運行としますが、その他の路線については、曜日運行を導入し、2日に1回の運行にする計画です。

次に、フリー降車の導入です。安全性が確保できる区間において、バス運行ルート上であれば、バス停以外でも降車が可能となり、買い物帰りなどの重い荷物を持って歩く距離が少なくなります。

主な施策は以上です。

なお、蓼科地区と芦田を結ぶシラカバ線については、現在の運行ルートを基本とし、生活実態に合わせたダイヤの見直しを検討しております。

以上です。

議長（森本信明君） 田中三江君。

9番（田中三江君） バス停以外でも、家の近くで降りることができるということですかね。

そうすると、ルート近くにお住まいの方は大変ありがたいと思いますが、少しルートから外れている方、どこでも降りることができるということですが、路線から少しぐらいなら送っていただけるといったことはないのでしょうか。

議長（森本信明君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） 当初、フリー降車ということで、どこでも乗れる、どこでもおられ

ることを考えておったんですが、やはり安全面等から、乗るのはバス停、降りるのは自由に、バスルートから外れることはできません。既定のルート上で、安全確保が十分できる区域での導入を考えております。これは、国に上げる修正等で、バスルートを外れることはできないもので、このようなことを考えております。

この区間については、今後、警察等とも協議をして、決定してまいります。

以上です。

議長（森本信明君） 田中三江君。

9 番（田中三江君） ルートから外れることはできないということですね。

では、曜日変更の導入により、スマイル交通の運行が2日に1回になるということですが、現行、毎日運行と異なりまして、医療機関の診療日と合わない場合とか、個人的な用事、また権現の湯などに通っていただいている方、そんな方が1日置きになるということですね。1日置きということになりますと、不便を感じずる方も多くなると思うんですが、それをどのようにお考えでしょうか。曜日運行についてのメリットとデメリットをお話してください。

議長（森本信明君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えいたします。

曜日運行について説明させていただきますが、ルート再編等、別の施策とも関連しておりますので、全体のメリット、デメリットの説明をさせていただきます。

計画策定時に実施した住民アンケートの結果から、たてしなスマイル交通を利用する条件についてお聞きした設問では、「乗りたい時間にバスが走る」という回答が全体の33%と最も多く、また、公共交通に不満を感じる点についての設問では、「乗りたい時間に乗れる便がない」36%、「目的地まで時間がかかる」16%という回答が多くなりました。

さらに、主な利用者である高齢者が、主な外出目的とする買い物、通院の各所での滞在時間についてお聞きした設問では、「買い物では1時間以下」は59%、「1時間から2時間」が28%、「通院では1時間以下」が26%、「1時間から2時間」は41%になりました。

つまり、たてしなスマイル交通に求められていることは、1回の運行にかかる所要時間が短く、約1時間に1便程度の運行があること、十分な運行便数が確保され、多くの選択肢があること、ひいては、1日当たりの利便性の確保が求められていると捉えました。

この要望に応えるため、芦田地区を中心として、周辺の地域から芦田までの所要時間を短くしたルート設定、1時間に1本程度運行できるダイヤの設定を主眼に置き、新たなルート再編に着手しております。

これにより、1日当たりの利便性が非常に高くなりますが、限られた予算、人員、車両の中で、現在のように町内全域を毎日運行することは難しくなります。

曜日運行を含むルート再編のメリットとしては、1日当たりで循環するルートを限定することで、1回の運行かかる所要時間の短縮、それにより1日当たりの運行便数の増便が可能となり、多くの利用者の生活パターンに合せた運行が実現できるなど、1日当たりの利便性が向上することです。

また、曜日運行により、運行日が限定されますが、これにより1便当たりの乗車効率は向上すると予測され、「空で走る」という状態を改善し、無駄な経費を削減することにつながると考えております。

逆に、デメリットは、毎日運行に比べ、運行する日が限られているため、突然の用事や決まった曜日の用事等への対応が難しくなるなど、1週間単位で見るときに、利便性が落ちることになります。

ただし、これは先ほども説明したとおり、住民アンケート等により、住民のニーズを把握し、これに応える運行形態を検討した結果であります。スマイル交通が2日に1回になるという部分だけが目立ち、今後の公共交通のあり方を不安視されているという話も耳に入ってきておりますが、単に経費節減のために2日に1回にするわけではないことをご理解いただき、町民の皆様とともに公共交通を持続可能なものとしていきたいと思っております。

以上が、新たな運行形態のメリット、デメリットの説明です。

議長（森本信明君） 田中三江君。

9番（田中三江君） 曜日の運行導入を含めて、今回実施されるスマイル交通の見直しは、町民の皆さんの要望がそれは反映されたものでしょうか、お伺いします。

議長（森本信明君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） 先ほども申しましたとおり、住民アンケート、バス利用者アンケート等の結果をもとに計画を策定しております。

議長（森本信明君） 田中三江君。

9番（田中三江君） ダイヤの改善、利便性向上のイメージは、現在、検討中ということでしょうか、それとも、もう決定ということでしょうか。

議長（森本信明君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） 見直しの施策の方針については、計画策定の段階で既に決定し、これに向けて準備を進めておりますが、大きな変更は考えておりませんが、6月に実施した住民意見交換会に出されたご意見を可能な限り反映し、現在、詳細なダイヤ設定やルート設定に取り組んでおります。

以上です。

議長（森本信明君） 田中三江君。

9番（田中三江君） わかりました。では、次のデマンド交通システムについてお伺いいたします。

今まで、スマイル交通の改善、見直しについてお伺いをしてきましたけれども、私

は、家が路線から離れている中、買い物など重い荷物を持ち、何百メートルも歩けないとお聞きしております。高齢になりますと、100メートル、200メートル歩くのが困難な方もおられます。

今年の2月に行われた地域公共交通網形成計画に対する意見募集にも、私も、利用者からの意見をメールでお送りしてありますが、多かった意見は、少しの距離でも歩くことが大変、また、買い物の帰りは荷物を持って歩くことができないという皆さんの声をいただきましたので、デマンド型の交通、ドア・トゥ・ドア、家からの目的地に、また家まで送っていただける、そんなデマンド型交通を取り入れてほしいということで要望しておきました。

バス利用者の意見を聞くことは大切です。しかし、スマイル交通を利用したくても利用できないでいる、そういった高齢者の皆さんもいるということ、そのような皆さんの声も伺ってほしいと思います。

企画課長にお伺いいたしますが、今回、スマイル交通の見直しに当たり、近隣市町村や先進地の視察、また関係者にお話を聞くなどはされましたでしょうか。

議長（森本信明君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えします。

計画策定の段階で、近隣市町の公共交通の状況や運行形態等については、市町村のホームページや担当者への聞き取り、公共交通の各種研修等で確認しております。

また、県内の取り組みについても、県の公共交通担当者にも情報提供を求めるなど、情報収集は行っております。

以上です。

議長（森本信明君） 田中三江君。

9番（田中三江君） 私も、近隣でお話を伺ってきました。隣の東御市の交通システムは、朝夕は定時・定路線バス、そして昼間はデマンドシステムで運行されていきました。初めに利用登録をすると、年齢に関係なく町外の方でも登録してあると乗車できるということでした。早速私も登録してくださいと言われましたけど、まだ登録はしていませんが、登録して乗ってみてくださいというお話でした。電話で、いつの便でどこまで乗りたいと言いますと、自宅などに迎えにきてくれます。1回300円ですが、このドア・トゥ・ドア、荷物などを持って歩くことができない人でも、目的地や家などに送迎していただける、これが、高齢者が一番ありがたいことではないでしょうか。東御市は、オペレーターの方のほか、コーディネーターを1人置いて、何でも相談を受けているということでした。これは、高齢者が多くなり、きめ細かに対応し、いかに福祉につなげていくかとお話ししていただきました。昨年の利用者は5万3,770人ということで、市からの運行補助は7,000万円以上ということで、経費もかかるということでした。

また、小諸市も東御市と同じように、朝夕の定時・定路線、そして、昼は相乗りタ

タクシーで家から目的地まで予約をして乗り合い、安心を提供できる交通システムということでした。乗車数は、合計で7万4,400人ということですが、乗り切れないときは、追加便やタクシーを使うということで、経費は9,540万円かかり、乗車料金が1,340万円、市から支払う委託料は8,190万円ということでした。しかし、乗車人数は平均すると、1便の乗車や2.6人ということで、なかなか思うような結果にならないということで、担当者もお話をしてくださいました。しかし、利用者からはとても評判はよくて、上がっているということです。

また、佐久市もお話を伺いましたが、佐久市は区域が広いために、市街地は循環バス、そして山間地はデマンド交通ということで、ただ、佐久市はバス停まで出なければならないということですので、当町と同じような状況です。利用者は、循環バスが1万3,000人あまりで、デマンドが1万4,000人あまりということでした。やはり乗車数が少ないということで、どのようにすれば乗っていただけるかと、そんなお話をしてきました。

この3市、当町とは人口も規模も違いますが、デマンド交通について、企画課長のご意見をお伺いいたします。

議長（森本信明君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えいたします。

デマンド交通についても、計画策定時の段階では、もちろんデマンド型の公共交通についても選択肢がありました。

しかし、住民アンケートの中で、どのような形態の公共交通を望むのかお聞きする設問の結果は、デマンド型交通を希望するのが25%で、一方、現在の運行形態を基本とする現状維持、定時・定路線運行、フリー降車の導入は、合計で63%でした。特にフリー降車の導入は、34%の方から要望がありました。

また、実際にバスを利用している方のみを対象に行ったバス利用者アンケート調査でも、公共交通の改善に向けて重視すべき考え方について聞いた設問では、「新たな運行形態に移行する」と回答した方は14%にとどまりました。

「現在、現状に満足している」、「現状を基本に見直し改善」という回答が69%となっており、現在の利用者が現状を基本に利便性を高めてほしいことが見受けられます。これが、デマンド型交通の導入に至らなかった経緯であります。

なお、この計画は、本年度から令和5年までの5年間を計画期間として策定しており、少なくともこの間はPDCAサイクルによる継続的な評価、検証による見直しはあるものの、計画に基づく施策の実施を行う予定です。

計画期間終了後には、計画の評価を実施し、必要に応じて、そのときの現状に合った公共交通の検討を実施していきたいと考えております。

以上です。

議長（森本信明君） 田中三江君。

9番（田中三江君） デマンド交通ですが、スマイル交通よりもオペレーターの日当はかかりますけれども、方法はいろいろあるということでした。特にスマイル交通を現在利用されている皆さんは、なれた今の方法がよいと思うかもしれません。

小諸市でも、デマンドタクシーに変わるときは、予約が面倒という声もあったと伺ってきました。しかし、今はとても喜んでいらっしゃるというお話です。

去る9月6日の信濃毎日新聞に、運転を中止すると要介護リスクが倍になったと、筑波大学の研究結果が出ていました。運転を継続している場合に対し、運転中止が2.2倍に、そして、運転を中止しても、公共交通や自転車など利用して外出している人は、リスクが1.7倍とありました。運転免許証を返納しても、いかに皆さんが思うように外出できるかが課題です。

当町のスマイル交通、1日置きの運行では、自由に外出するのは難しいのではと、私は思います。

近隣の状況をもう少しお話いたしますと、御代田町も、最初、当初はデマンドでしたが、乗る人が少なくて空で走ることが多く、検討を重ね、町民が自由に動けるようにと、平成20年からタクシー利用助成事業に変えてきました。

タクシー券も、当初は75歳以上の皆さんが対象でしたが、より多くの方に利用していただくようにと、現在は70歳以上の皆さんが利用することができ、障害者手帳のある方、1歳未満の子供がいる方や妊婦さんも対象となるということです。

また、免許証の返納者も対象となりまして、年48枚が上限ということで、1枚400円で1,000円分乗車できるということです。また、地域の差が出てはいけないと、町外の医療機関などに行くときも使え、長距離のときは複数枚利用することができ、町民から大変好評ということで、町民満足度は75%ということでした。

御代田町は、70歳以上の対象者は3,000人ほどですけれども、昨年の利用者は447人で、8,708件の利用ということでした。利用額は850万円ほどですが、350万円の自己負担金額があり、町の負担額は500万円ほどということでした。

町民は、福祉課で利用券を購入するということですが、後は地元事業者のタクシー会社が距離により、残りの残額の支払いを受け取るのみで、町内の事業者も潤い、町も500万円の負担のみとなります。

年間48枚で、1回1,000分の乗車分と決まっていると、どの地区に住んでいる方でも、公平、平等の対応と思います。残った利用券は払い戻しされますので、購入される方が大変多いと伺いました。

当町の福祉デマンドタクシーは、1枚600円の券が96枚利用でき、600円以上かかった分は町が支払うということですのでよろしいですね。利用できるのは、町内のみということですね。

また、小海町も伺ってきましたけれども、タクシー利用券を助成しています。高齢者福祉係が担当し、70歳以上や障害手帳を持っている方で、昨年からは1枚300円で

購入できて、1,200円分まで利用できるということです。年48枚で、1回に複数枚利用できるのも、町外の医療機関や買い物などに出かけられ、皆さん、安心して自由に利用しているということでした。

利用額は679万円余りだったということですが、1枚300円で193万円の自己負担分があり、町の負担は485万円ほどのみということでした。

このタクシー券は、町内の事業者のみで利用できるということですので、こちらも町内事業者が潤うということです。

ですから、免許証返納された方、この方には5年間、年12枚を無料で提供されるようです。免許証の返納者、48枚と12枚ですので、年60枚まで利用することができるので、免許証返納者も大変喜んでいるということでした。

幾つかの市町村を調べ、交通手段を持たない皆さんの日常生活をサポートしていく最善策を私も模索してきましたが、私は初め、ドア・トゥ・ドアのデマンド型がよいと調べていました。しかし、デマンド交通を取り入れている市でも、人口減少に伴い乗車人口が少なく、市は多額の経費が必要ということでした。

そして、タクシー利用券の助成事業は、高齢者など公共交通利用者が一番優しい事業ではないかと伺ってきました。車両の購入費、維持管理経費がかからないため、町の財政にも優しいことがわかりました。利用者は、行きたいところにいつでも行くことができると言えます。

企画課長の説明にもありましたが、スマイル交通は、人口減少等により利用者は減少傾向との答弁でした。利用者は約1万7,000人、運行経費が3,280万円、運賃収入430万円で、町からの補助は2,850万円かかっている、1世帯当たりの負担額1万200円、そして、年々これが増加ということによろしいですかね。

今回、スマイル交通について見直しがされ、職員さんは、町民皆さんの利用しやすい公共交通をと考えていただきました。初めに申しあげましたが、県においても既存の民間事業者の経営資源を有効に活用するとともに、多様な主体が連携した運行のあり方や適切な役割分担など、住民、交通事業者、行政のそれぞれにとって過大な負担とならない仕組みを実現する必要があるとうたっています。

今議会の補正予算に、バス1台購入費として1,300万円余りが計上されております。これは、立科地区へのスマイル交通分で、おやまちゃんは観光やスクールバスと役目も果たしておりますので、走行距離も相当多くなっているものと思いますので、必要なものと思っております。

今後、高齢者人口も増加し、公共交通の持つ役割はますます大きくなります。いつでも、どこへでも安心して出かけられることが、健康を保つ秘訣かと思えます。立科に住んでよかったと思っただけの施策であることを要望いたします。

私は、多くの市町に伺い、タクシー利用助成が、皆さんに一番優しいのではと思いました。今回、スマイル交通の見直しを、今年から2023年の5年間、計画期間という

ことでございますけれども、町民皆さんが誰でも満足できる施策、そして、財政的にも町の負担が少ない施策、方法でお願いしたいと思いますが、最後に町長の所見をお伺いし、私の質問を終わります。

議長（森本信明君） 両角町長。

町長（両角正芳君） それでは、最後に私の所見ということでございます。今、るる議員のほうから、いろんな各市町村のいい部分と、そしてまた、メリット、デメリットがあるかと思っておりますけれども、いろいろお聞きをしました。

立科町も、もう今までただ手をこまぬいていたわけではなくて、いろんな施策を進めてきておりましたけれども、まず、立科町全体の町民の皆さんの中で、利用されている皆さんのニーズを、これを捉えてどうするかと、こういうことで進めてきたというふうに思います。このことが、いわゆる地域公共交通の活性化協議会の中でも、十二分にご協議されていると思います。これは大変ありがたいことでございますので、敬意を表さなければなりませんけれども、しかし、それにとどまるということではございません。

ただ、今現在のいわゆるスマイル交通のあるべき姿、これは、費用対効果もそうであります市、また、利用されている皆さんのいわゆる日ごろの、こういった皆さんが、どのようなルートで、どのような利用をされているかということ、今回、十分な調査をさせていただいて、その一つの結果として、費用対効果の中で本来であれば、平日も毎日運行が望ましいということは、誰もそのとおりなんです、これは当然、そこにはまたバスの必要性も出てまいりますし、また、運転手、いろんな経費の問題もでございます。

今回は、まず、今回の幹線ルートと、それから隔日の、平日の曜日運行ということではまずスタートをさせていただく形で進めております。

ただし、これがベターな方法だと思っているわけではございません。これから、今議員おっしゃったように、やはりタクシーというものの利用、これは当然、町内の中にも企業者がおるわけでございますので、そのところのやはり活性化という問題にもつながっていきますが、ただこれも、ダブルで経費がかかっていくということになりますと、町にかかる費用が、負担が重くなってしまうと、町全体を考えれば、これは好ましいことなのかということも含めて、これから十分検討する必要があるだろうというふうに思います。

今伺いました意見は意見として、しっかり受けとめまして、今後、並行してその問題についても検討してまいりたいというふうに思いますが、すぐにそれを実施するとかどうかということではなくて、研究させていただきたいというふうに思います。

議長（森本信明君） これで、9番、田中三江君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は、2時55分からです。休憩に入ります。

（午後2時44分 休憩）

(午後2時55分 再開)

議長（森本信明君） 休憩前に戻り、議事を再開します。

次に、10番、滝沢寿美雄君の発言を許します。

件名は 1. 白樺高原地域整備計画についてです。

質問席から願います。

〈10番 滝沢 寿美雄君 登壇〉

10番（滝沢寿美雄君） 10番、滝沢です。それでは、白樺高原地域整備計画について、質問をいたします。

まず初めに、この白樺高原地域整備計画ですが、かなり前にできたと聞いておりまして、整備計画と聞いておりますが、整備計画を理解するためにも、成り立ちを説明をいただければと思います。よろしく願います。

議長（森本信明君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） お答えをいたします。

町では、昭和30年代後半に、白樺高原において、町有地貸し付けの開発を行い、その後、昭和40年代から50年代にかけて、いわゆる別荘ブームによりまして、多くの別荘等が建設をされております。

白樺高原一帯は国定公園に当たり、自然公園法が適用され、保護と適切な利用のために、建物の建築等に当っては、許認可が必要となります。町は、その規制に加え、白樺高原の土地利用について、スプロール化、いわゆる虫食い状態化を防ぐとともに、自然環境の保全を目的に、昭和51年に白樺高原地域整備計画を策定をしております。定めてございます。

この計画は、約40年あまりが経過する中で、当時と整合性が保てない状況があることは認識しておりますので、このような状況でございます。

議長（森本信明君） 滝沢寿美雄君。

10番（滝沢寿美雄君） ただいま、町長答弁の中で、約40年以上たっている整備計画ということでございまして、半世紀、ちょい足んないんですが、たっているという状況でございますね。

白樺高原地域は、日本の経済状況に並行して発展してきたように見受けられるわけですが、バブルが崩壊し、リーマンショック等があり、ペンション、別荘、女神湖、商店街など、昔と大分趣が変わって違ってきているように感じるわけでありまして。

改めて、現在の別荘の契約件数、最近の借地権の更新状況、新規契約等の現状ほど

うなっているか、今日は総務課長欠席ということですので、副町長、数字がわかればお聞きをしたいと思います。あればですが、どうでしょう。

議長（森本信明君） 小平副町長。

副町長（小平春幸君） 申しわけありません、その数字についてはちょっとつかんでおりませんので、調査しましてご報告申し上げたいと思います。申しわけありません。

議長（森本信明君） 滝沢寿美雄君。

10番（滝沢寿美雄君） 数字がないということですが、それでは、契約状況については、感じとしてはいっぱいあるのか、それとも、ほとんど契約更新されていないのかということで、副町長、山にいらっしゃったんで、状況もわかるんじゃないかと思いますが、更新については、最近の状況はどうでしょうか。これ、企画課長でもいいのかな……、いいですか、お願いします。

議長（森本信明君） 小平副町長。

副町長（小平春幸君） お答えいたします。

個人的な考え方で申しわけないんですけども、自治体や学校の保養施設等について、かなり解約といいますか、更新がされていない状況かと思えます。

また近年は、個人の別荘でありまして、更新がされず、解約をするといった件数が多く目立っているといった感じが見受けられます。

以上です。

議長（森本信明君） 滝沢寿美雄君。

10番（滝沢寿美雄君） 寮それから別荘等の更新というものは、ほとんどないような状況と今いうことで、説明があったわけですけど、ペンションの数というのは、一番多い時期と比べて、現状は雰囲気的にどんな感じでしょうか。

議長（森本信明君） 今井商工観光課長。

観光商工課長（今井一行君） それでは、私のほうで若干資料も持ってきておりますので、お答えをさせていただきたいと思えます。

2000年ですので、約20年前の当時の別荘等の、ペンション等の案内図がございます。その資料から、今の実際に営業されているものを見てみますと、約10施設ぐらいが減っているというような状況があります。減っているというのは、建物は今あっても、営業がされていないという意味合いの減っているということになりますけれども、そんな状況にあるように思っております。

以上です。

議長（森本信明君） 滝沢寿美雄君。

10番（滝沢寿美雄君） やっぱりペンション等も、最盛期から比べれば落ちていると、少なくなっているという状況のようですが、今まで白樺高原整備計画の現状を今聞いたわけですが、実際に今の現状を見ますと、整備計画があまり機能していないように見受けられるといいますか、逆に白樺高原の活性化の足かせになっているように見えるわ

けでありまして、昔は、整備計画の一番の目的、先ほど町長もおっしゃいましたが、スプロール化、つまり、無秩序な開発を防ぐという意味では、昔は機能をしていたんではないかと思うわけですが、これだけ多様化している現在では、今の整備計画の内容では、白樺高原、活性化しにくいのではないかと感じるわけですが、これ、企画課長、どういうふうと思うかお聞かせをいただきたいと思います。

議長（森本信明君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えいたします。

白樺高原地域整備計画の地割計画で、主なものを申し上げますと、営業施設は公園利用施設整備地区に、別荘、会社、学校寮等の保養施設は、特別宿泊施設地区に区分され、それぞれの施設が混在することがないようにしております。

これは、土地貸し付けに係る賃貸借契約において、契約の締結の際に、施設の用途を定め、適切な土地利用を求めているものです。こうした中、長年貸し付けている中で、計画に沿わない状況となってしまう契約も存在している事実があります。

しかしながら、無秩序にさまざまな用途の施設が混在することは、町の財産である高原リゾートのイメージを維持するためにも、避けるべきものであるため、地割計画を定めるこの計画自体は機能を果たしているものと考えます。

以上です。

議長（森本信明君） 滝沢寿美雄君。

10番（滝沢寿美雄君） ただいま、私の活性化しにくいという質問に、やはり基本的にはスプロール化が大事だということでお答えをいただいたわけですが、やはりこの整備計画、年数も大分たっておりまして、時代がかなり変化しているわけで、この辺で規制緩和をしてもいい時期に来ているのではないかと思うわけでありまして、規制緩和といっても、根本的な理念、今のスプロール化にしないための理念は変えずに、しっかりとした考えのもとに規制緩和をしなければいけないわけですが、根本的な理念を変えずに時代に即した内容に変更すべき舵は必要だと思われませんが、規制緩和については、町長、いかがでしょう、お考えをお聞きをしたいと思います。

議長（森本信明君） 両角町長。

町長（両角正芳君） お答えをさせていただきます。

白樺高原の地域整備計画は、長年白樺高原の土地を利用されている方々の理解の上を守り続けられてきたものであります。今後は、変化に対応する必要性を十分感じておりますが、土地賃貸借契約の中でも、用途については明確にうたわれている内容でありますので、仮に計画を見直すということになりますと、現在の土地利用者に対する説明、あるいは合意形成等が多く時間が必要になるというふうに私は捉えております。

これらを踏まえる中で、見直しについては慎重に検討する必要があると思いますが、やはり議員おっしゃるとおり有効に活用していく、これから白樺高原の整備計画、見直

すということも大変厳しい状況はありますが、前に進む必要があるだろうというふう
に考えております。

議長（森本信明君） 滝沢寿美雄君。

10番（滝沢寿美雄君） 今、町長、見直しという言葉が使われたんですが、私は、見直し
ということではなく、規制緩和をしてほしいということでございまして、時代のかなり
の変化に対応して、見直しをしていただきたいという、今、話をしたわけでございま
して——見直しじゃない、規制緩和をしてほしいということでございます。

これは副町長にちょっと聞きたいんですけど、あれですか、別荘という観念につい
てちょっとお聞きたいんですけど、別荘といいますと、普段生活している家とは別に、
避暑、避寒、休養などの目的で、気候や風景のいいところに、土地につくられた家を
別荘ということで、よく普通では言いあらわしているわけでございますが、白樺高原
内には、別荘地内で住居として使用をしていたり、ペンションが目的外で使用してい
る事例も見受けられるんですが、これに関しては副町長、どういう感想をお聞きをし
たいと思います。

議長（森本信明君） 小平副町長。

副町長（小平春幸君） いわゆる現状では、地域整備計画の地割に対して、現状とは違うとい
ったところが見受けられるのも確かでございます。いわゆるこれを別荘地界の中に、
ある程度営業施設が入らないといったことの中で、今までも景観といいますか、環境
が守られてきたということもございます。

そこら辺も踏まえながら、その地を選んでくれた、現在契約されている方にも問題
がないような形でなければいけないのかなというふうに思いますし、先ほど町長から
もお話ししましたけれども、有効に活用していくといった観点の中からも、再度、確
認をしていく必要があるのではないかなというふうに思っています。

議長（森本信明君） 滝沢寿美雄君。

10番（滝沢寿美雄君） 今、副町長の答弁ですが、その人やそういう行為をしている人たち
を守るための規制緩和になってはいけないわけでございますが、山の、白樺高原の活
性化に結びつけられる規制緩和をしてほしいということで、指摘をしているわけでご
ざいます。

別荘を見てもみますと、先ほど、答弁にもありましたが、借地権の更新があんまりな
いという状況でございますし、大きな保養所も撤退をしているという状況の中で、衰
退の一途をたどるということに、そうなりますとなるわけでした、税収入等大きく影
響があるわけですが、やはり安定した税収入、そして滞納等もせぬ意味にもおいても、
有効利用、例えば貸別荘、貸店舗などができるようにしたほうが得策ではないかと考
えるわけですが、一概に貸別荘、貸店舗といっても、無秩序では困りますので、しっ
かりした秩序を持った会社等が中に入っただけのございます。

別荘の所有者が高齢化で、所有がままならないとか、次世代の放棄等で更新ができ

ないなどの防止につながったり、別荘所有者がある程度収入が見込めれば、更新も考
えるでしょうし、財産放棄という町のリスクも減るということでございますが、副町
長、お考えはどうでしょうか。町長でもどちらでもいいです。

議長（森本信明君） 小平副町長。

副町長（小平春幸君） 別荘を貸別荘として利用するといったことは、利用の用途では多分問
題はないかなと思うんですけども、現在、貸付者と契約をしている土地の賃貸借契
約の中に、若干合わないところが出てくるのではないかなと、そんなふうに思ってい
ます。

議長（森本信明君） 滝沢寿美雄君。

10番（滝沢寿美雄君） 確かに賃貸者の契約には、若干抵触してくるのかなということも考
えられますが、そこら辺もうまくクリアして、あいている別荘といいますか、廃棄に
ならないような、財産放棄というようなことも減るような、今の規制緩和ができれば
いいんじゃないかというふうに思うわけです。

まとめにこれで入りますけど、別荘地の活性化とか女神湖周辺の活性化、それから
賃貸した場合に、新しい賃貸人の関係者の来町、そして、その賃貸人が立科町に魅力
を感じて別荘を購入すると、大きな変化があらわれてくるのではないかと思うわけで
ございまして、またそれに、別荘地等変化がありますと、地域の企業、ガス供給して
いる会社とか、建設関連業者とか、そういうところが仕事が増えてきたり、安定が出
てきたりと、さまざまな影響があるわけでありまして、ぜひ、一考を提案して質問を
終わりたいと思います。

議長（森本信明君） これで、10番、滝沢寿美雄君の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。本日は、これで散会します。お疲れさま
でした。

（午後3時14分 散会）